土 木 環 境 委 員 会 記 録< (第2号>

平成29年第5回沖縄県議会(9月定例会)

平成29年10月5日(木曜日)

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録 < 第 2 号 >

開会の日時

年月日 平成29年10月5日 木曜日

開 会 午前10時1分散 会 午後3時40分

場所

第3委員会室

議 題

- 1 甲第2号議案 平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第1号)
- 2 甲第 3 号議案 平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 3 乙第4号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 4 乙第6号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 5 乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 6 乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 7 乙第9号議案 財産の取得について
- 8 乙第10号議案 財産の取得について
- 9 乙第15号議案 訴えの提起について
- 10 陳情平成28年第45号の4、同第76号、同第88号、同第89号の4、同第106号、同第107号、同第115号、同第135号、同第145号、同第160号、同第169号、陳情第3号の4、第9号、第11号、第12号の2、第20号の3、第21号、第38号、第46号の4、第56号、第61号、第64号、第69号、第78号、第80号、第82号、第83号、第91号の3、第92号の3、第94号の4、第95号、第98号、第101号の2、第102号、第108号、第109号の2及び第113号
- 11 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 12 調査日程について

13 閉会中継続審査・調査について

.....

出 席 委 員

委 員 長 涼 君 新垣 清 副委員長 照屋 大 河 君 委 員 座波 一君 委 員 座喜味 一 幸君 委 員 翁 長 政 俊君 委 員 仲 村 未 央 さん 委 員 崎 山 嗣 幸 委 員 上 原 次 君 正 委 赤嶺 昇 君 員 委 員 嘉陽宗儀君 委 員 糸 洲 朝 則 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

具志堅 透 君

説明のため出席した者の職・氏名

環 境 部 長 大 浜 浩 志君 括 監 棚原 実 君 環 境 企 画 統 事 環 境 部 参 謝名堂 聡 君 整 君 環 境 課 長 松田 了 備 保 自 然 護 課 長 金城 賢 君 土: 木 建 築 部 長 宮城 理 君 課 道 路 街 路 長 玉 城 佳 卓 君 岸 防 災 海 課 長 永 山 正 君 港 課 君 湾 長 照 屋 寛 志 空 聰 君 港 課 長 與那覇 参事兼都市計画・モノレール課長 古堅 孝 君 君 下 水 道 長 金城光 祐 課 尚 君 施 設 建 築 課 長 佐久川 敦君 住 宅 課 長 幸喜 宮 平 建 築 指 導 課 長 尚君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

甲第2号議案及び甲第3号議案、乙第4号議案、乙第6号議案から乙第10号議案まで及び乙第15号議案の9件、陳情平成28年第45号の4外36件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について、調査日程について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として環境部長及び土木建築部長の出席を求めております。 まず初めに、甲第2号議案平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第 1号)について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。 宮城理土木建築部長。

〇宮城理土木建築部長 お手元の配付資料1、議案説明資料「土木環境委員会」 により御説明いたします。

1ページをごらんください。

甲第2号議案平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

本議案は、下地島空港用化学消防車の購入に要する費用について、平成29年 度から平成31年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○與那覇聰空港課長 お手元に配付しております資料2の1により御説明いた します。

1ページをお開きください。

今回の補正は、下地島空港に配備する空港用化学消防車購入に要する費用についての債務負担行為の追加となっております。

現在、下地島空港には1万2500リットル級1台、6000リットル級2台、計3台の空港用化学消防車が配備されております。そのうち1万2500リットル級の消防車は平成11年に配備されており、耐用年数の15年が過ぎ、老朽化が著しいことから、新たに空港用化学消防車を購入し、更新するものでございます。

更新に当たっては、国土交通省航空局の空港用化学消防車の規格が1万5000 リットル、1万リットル、5000リットルと変更になっていることから、旧1万 2500リットル級に相応する1万5000リットル級の車両1台を購入・配備し、下 地島空港の消防救難体制を整備することとしております。

次に、債務負担行為設定の必要性について御説明申し上げます。

空港用化学消防車の製造には、約1年半の期間が必要となります。そのため、 平成29年度から平成31年度までの債務負担行為を設定するものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

〇新垣清涼委員長 土木建築部長及び空港課長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味-幸委員 下地島空港特別会計の債務負担行為はよくわかりました。 今後の見通しなのですが、今、三菱地所株式会社を中心とした空港管理に向け た工事が始まっています。つい最近では、バニラ・エア株式会社がパイロット 訓練をしたいという動きがあります。将来、その他の空港の訓練も含めて、非 常に見通しが立ってきたのですが、空港の利用料については現在どうなってい るのか。その他の地方空港では特例として公租公課が軽減されているのですが、 下地島空港の利用料の実態はどうですか。利用料等の低減化の要望があります が、その辺の考えはいかがですか。

〇與那覇聰空港課長 現在、下地島空港での訓練としまして、RACが平成28年度に830回、第一航空株式会社が167回の着陸回数で、空港の使用料としては約700万円の収入がございます。この収入につきましては、県の条例において操縦練習使用料という形で料金体系が設定されております。

- **○座喜味-幸委員** 今、行っている低減措置はパイロットの訓練には適用されているのですか。回数での使用料になっているようですが、日単位にしてほしいという要望等がありますが、その辺は軽減措置などとの比較をするとどうなりますか。
- ○與那覇聰空港課長 条例の規則で操縦練習使用料という形で設定されておりまして、軽減措置は特にございません。訓練空港ということもありまして、タッチ・アンド・ゴーの回数とフルストップ一駐機場に入ってきたときの回数をトータルして、その回数に使用料一航空機のトン数による単価がございますが、その単価を掛けて料金を徴収しております。
- **○座喜味-幸委員** 今後、パイロットの資格に関する事業も入っていますよね。 そういうことからすると、バニラ・エア株式会社もそうでしたが、ほかの空港 と比して時間的なゆとりもある。使用料も安いというようなメリットも、今後、 出していかないといけないし、新たな訓練場としての機能が出てきたときに、 この辺をもう少し検討していく必要がありませんか。
- 〇與那覇聰空港課長 下地島空港を開港する際には、独立採算制という視点で料金設定を行っておりましたが、今後、国際線や国内LCC等の就航がありますと、空港使用料は当然ふえていきますので、そういった面も踏まえながら、料金のあり方については検討していきたいと考えております。
- ○座喜味ー幸委員 いずれにしても、下地島空港の特別会計には年間3億5000万円ぐらい一般財源から出しているわけで、空港そのものの管理運営においては、ある程度、適正化を図っていかないといけません。今後、いろいろな利用計画が進む中で県の持ち出しをどう低くしていくかという課題はやはり大きいです。一方で、いろいろな企業が参入しやすい条件をつくっていくということも必要ですので、その辺についてはしっかりとした見通しを検討していかなければなりません。ちなみに、三菱地所株式会社を含めて4事業一今、間違いなく動いているのは2事業なのですが、その見通しとして、若干おくれたとしても平成30年からは供用開始に向けた動きをしていますし、向こう5年などをスパンとした県からの持ち出しについて見通しを持っていますか。
- 〇與那覇聰空港課長 空港の管理費について、三菱地所株式会社の事業提案の需要予測の数値と、空港周辺の用地を3分の1程度貸し付けることにより、10

年後には県からの持ち出しを1億円弱まで圧縮していくことを考えております。

- **○座喜味一幸委員** 空港周辺用地の3分の1程度の貸し付けは、どういう用途になりますか。
- **〇與那覇聰空港課長** 空港及び周辺用地の利活用について、今、第2次の提案 募集を行っておりまして、特に縛りをかけずに事業提案の募集をしていこうと 考えているところです。
- **○座喜味-幸委員** 今回、空港用化学消防車の購入についての債務負担行為があるのですが、その他の附帯として、供用開始に向けてどういう事業がいつごろまでに予定されていますか。
- **〇與那覇聰空港課長** 現在、駐車場と構内の道路を一部つけかえないといけない部分については、公共のインフラとして県が整備することになっております。
- **○座喜味一幸委員** 若干おくれますが、割と予定どおり、急ピッチで動いているという状況なので、沖縄県としてはつけかえ道路等もまだまだあるだろうし、しばらく空港を使っていない分の附帯的な整備等もあるかと思っておりますので、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。
- **〇新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。 座波一委員。
- **○座波一委員** 製造期間が16カ月で、平成29年度から平成31年度までの債務負担行為をするということですが、でき上がったものをその時点で購入するということではなく、受注発注という形の債務負担行為なのですか。
- ○與那覇聰空港課長 製造に約1年半かかるということで、その請負契約を締結するために債務負担行為を設定するものであります。
- ○座波ー委員 受注発注方式なのですね。
- ○與那覇聰空港課長 そのとおりでございます。

- ○座波一委員 概算の金額は出ていますか。
- 〇與那覇聰空港課長 今回の補正をするに当たり、見積もりを徴収しましたところ、約2億7000万円という見積額が出ておりますので、今、その金額を計上しております。
- ○座波一委員 各年度に義務化する金額の割り振りをお願いします。
- 〇與那覇聰空港課長 各年度で支払い限度額を設定するものではなく、完成して納入された時点で一括して支払うことで考えております。
- ○座波一委員 債務負担行為というのは、そういうものなのですか。
- **〇與那覇聰空港課長** 多年度にまたがる契約をするということで、後年度における予算を債務負担行為という形で設定して、2年またがりの製造の契約を締結するということになります。
- ○座波-委員 2億7000万円の財源はどこから持ってくる予定ですか。
- 〇與那覇聰空港課長 財源としましては、一般会計からの繰り入れを考えております。そのうち、県債として2億4300万円、一般財源として2700万円を計上しております。
- ○座波-委員 特別会計で起債するわけですよね。
- ○與那覇聰空港課長 一般会計の中での県債となります。
- ○座波ー委員 一般会計で起債して繰り入れるということなのですね。
- ○與那覇聰空港課長 はい。一般会計からの繰り入れという形になります。
- ○座波-委員 なぜ平成29年度からの債務負担行為なのですか。
- ○與那覇聰空港課長 今回、予算の補正を承認いただきましたら、それをもと

に一般競争入札を行い、11月定例会までには仮契約を締結し、その承認が得られましたら平成30年4月から製造を開始していきたいと考えております。

- **○座波一委員** 受注側としても債務負担でないとつくれないわけですね。わかりました。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、甲第3号議案平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第1号) について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の3ページをごらんください。

甲第3号議案平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に5519万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億2808万6000円とするものでございます。

第2条は、第1条の増額補正に係る財源として、起債の限度額を5980万円増額し、9億7500万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

- ○金城光祐下水道課長 お手元に配付しております資料2の2により御説明いたします。
 - 1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

中段の2、歳入歳出予算補正の内訳(第1条関係)をごらんください。歳入歳出予算の追加は2件ございます。

1件目は、下水道管理事務所と建設事務所の組織統合に伴う、事務所スペースを確保するため、宜野湾浄化センター管理棟の増築等に必要な経費として下水道建設改良費を5980万円増額補正するものであります。

2件目は、県が代行する大宜味村公共下水道建設事業において、契約差金が 生じたことから460万1000円の減額補正を行うものであります。

2ページをお開きください。

下水道建設改良費増額補正の内容について御説明いたします。

事業概要について、下水道事務所は、現在、建設部門が南部合同庁舎にあり、 今回、管理部門のある宜野湾浄化センター管理棟へ執務室を統合するため、中 段に示す平面図の現行(増築前)の赤枠で囲んだ2階及び3階のベランダ部分 を倉庫や事務室として面積150.36平米、増築するものであります。

工事等スケジュールについて、工事工期は平成29年12月から翌年3月末までの4カ月を見込んでおります。

1ページにお戻りください。

地方債補正(第2条関係)、地方債については、第1条の増額補正、下水道建設改良費に係る財源として5980万円の増額を行うものであります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

〇新垣清涼委員長 土木建築部長及び下水道課長の説明は終わりました。

これより、甲第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について審査 を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

 \bigcirc 宮城理土木建築部長 資料1の6ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例について御説明いた します。

本議案は、宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナに船舶上下架施設を整備し、

及び宜野湾港マリーナに水上オートバイの陸置き場を整備することに伴い、これらの施設の使用料の徴収根拠を定める等の必要があることから、条例を改正するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○照屋寛志港湾課長 お手元に配付しております資料2の3により御説明いたします。

条例改正の内容に入ります前に、船舶上下架施設及び水上オートバイの陸置き場について、概要を説明いたします。

5ページをごらんください。

宜野湾港マリーナにおいて、メンテナンス等で船舶の上げおろしをする際に 15トンクレーンが利用されておりますが、今回、中型艇及び大型艇の上げおろ しも可能となる35トンクレーンを併設します。

6ページをごらんください。

与那原マリーナにおいて、施設の機能向上を図るため、小型から大型艇の上 げおろしも可能となる20トンと60トンクレーンを整備します。

7ページをごらんください。

宜野湾港マリーナにおいて、水上オートバイの陸置き場を整備することとします。

8ページをごらんください。

水上オートバイの陸置き場の位置を示しております。

続きまして、条例改正の概要について御説明します。

1ページをごらんください。

1の条例改正の目的は、先ほど部長から説明がありましたので割愛いたします。

2の改正案の概要です。主に2項目あります。1つ目に宜野湾港マリーナに整備する船舶上下架施設の使用料、水上オートバイの陸置き場使用料の徴収根拠を定めることです。2つ目に与那原マリーナに整備する船舶上下架施設の使用料の徴収根拠を定めることであります。

次に、3の使用料金設定の考え方について説明いたします。

使用料金設定に当たっては、当該整備に要した経費を踏まえつつ、公共マリーナとして、利用希望者のニーズに応えていく必要があります。

船舶上下架施設使用料については、艇長による料金体系へ見直すとともに、 全国の事例を参考に設定しております。

水上オートバイ陸置き場使用料については、与那原マリーナと同額で設定し

ております。

4の施行日等についてです。宜野湾港マリーナは平成29年12月1日、与那原マリーナは平成30年3月1日を施行日としております。

2ページをごらんください。

次に、条例改正案の概要を新旧対照表で説明いたします。

表の右側が現行で、左側が改正案となります。

宜野湾港マリーナの港湾施設使用料を定めた別表第5です。3項で水上オートバイの陸置き場使用料を、4項で船舶上下架施設の使用料を規定しております。

3ページの下から2行目をごらんください。

与那原マリーナの港湾施設の使用料を定めた別表第6です。

4ページをごらんください。

4項で船舶上下架施設の使用料を規定しております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

- ○糸洲朝則委員 上下架施設、あるいは水上バイク置き場の施設そのものはでき上がっているのですか。
- ○照屋寛志港湾課長 現在、工事中でございます。
- ○糸洲朝則委員 供用開始が12月、あるいは3月ということは、それまでに完成しないといけないわけですが、現在の進捗状況と今後の見通しについてお願いします。
- ○照屋寛志港湾課長 宜野湾港マリーナにつきましては、11月中に完成いたします。与那原マリーナにつきましては、3月に完成いたします。

- ○糸洲朝則委員 上下架施設の大型化に伴う料金の設定として、従来の料金の設定と新たに加わった施設の料金の設定のポイントは何ですか。安くなるのか、高くなるのかも含めてお願いします。
- ○照屋寛志港湾課長 現在、宜野湾港マリーナには15トンのクレーンがございまして、一律の料金となっております。大体5メートル未満から12メートル程度まで能力がございまして、今回の改正では艇長ごとに料金を定め、1メートルごとに料金を少しずつ上げていくという提案をさせていただいております。したがいまして、現在、15トンクレーンで利用可能であった船に関しては実質的な値上げとなります。
- ○糸洲朝則委員 与那原マリーナはこれからだと思うのですが、宜野湾港マリーナはかなり人気も高いと聞いておりますので、その利用率と、与那原マリーナについては今後の見通し、あるいはどういう形で船を持ってくる働きかけをするのか等を教えてください。
- **○照屋寛志港湾課長** 宜野湾港マリーナは約77%、与那原マリーナは約12%の収容率です。
- ○糸洲朝則委員 与那原マリーナは今後大きく伸びる、また、伸びてもらわないといけないと思うのですが、どういう働きかけ、どういうセールスでここに艇を持ってくるのかということをお聞きしたいと思います。
- **○照屋寛志港湾課長** 今回のマリーナクレーンの設置につきましても、マリーナに船を呼び込む手段として非常に大きい要因になると考えておりまして、これによって大体70フィート、80フィート─22メートル程度、24メートル程度の大型の船まで上げることができますので、かなりマリーナの魅力アップにはつながると考えております。
- ○糸洲朝則委員 西と東という相対する施設ですから、それぞれ寄港、あるいは係留する艇自体も違ってくると思うのです。ですから、宜野湾港マリーナに適した艇、与那原マリーナに適した艇、また、中城湾港も控えているので、場合によっては向こうは小型化したものも考えるのかと思ったりもするのですが一佐敷マリーナというのがあったと思うのですが、まだありますか。

- ○照屋寛志港湾課長 現在はないと聞いております。
- ○糸洲朝則委員 随分若いころ、中城湾の佐敷マリーナで練習したことがあるのです。せっかくこれだけの海を周囲に控えているので、何らかの形で練習場のようなものを、例えば、与那原マリーナに併設するとか、人材育成や産業育成という視点からの取り組みも考えてみたらいかがですか。
- **〇照屋寛志港湾課長** 現在、与那原マリーナには近隣の高校のヨットなども置かれていまして、今後、さらに活用されていくと理解しております。
- ○糸洲朝則委員 所管が違うので、そういう答弁になるだろうと思ったのですが一知念高等学校が目の前にありますので、そこのヨット部とか、近隣には那覇市も控えていますので、子供たちがマリンスポーツになじんでいくために、教育委員会あたりともよく話し合いをしてもらいたいと思います。そうすることによって、与那原マリーナの将来的な拡張も含めた発展性にもつながり、マリンスポーツのメッカになる。多分、MICEとの兼ね合いもあるので、その辺まで想定したまちづくりをしたほうが、もっとMICEの効果にもつながるのではないかと思います。ぜひ夢を持ってやってください。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。 上原正次委員。
- **○上原正次委員** 説明会を宜野湾港マリーナで持ったと聞いておりますが、使用者、オーナーの主な要望や意見などが上がっていると思います。その要望などは今回の料金設定にも反映されているのですか。どういった要望があったのですか。
- **〇照屋寛志港湾課長** 説明会では、利用者、オーナーの方々から使用料の算定の根拠やクレーンの整備費用はどれぐらいだったのか、仮にクレーンのロープが切れた場合の補償はどうなるのか、2台一緒に使えるのか、水上オートバイのルールやマナーについての質問、要望等がございました。
- **○上原正次委員** 水上オートバイの使用者にアンケート調査を行ったと聞いていますが、どういった内容ですか。

- ○照屋寛志港湾課長 水上オートバイの利用者へのアンケートというわけではなく、マリーナの利用者にアンケートをお願いして回答をいただいております。施設の整備の要望や修繕の要望、それから、水上オートバイの利用についてマナーの向上を求めるといった内容の回答をいただいております。
- **〇上原正次委員** そういった部分は使用者の要望に応えるような形で料金設定がされていると思いますので、しっかり取り組んでもらいたいと思います。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審 査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の7ページをごらんください。

乙第6号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明い たします。

本議案は、平成28年第6回沖縄県議会乙第10号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

宜野湾北中城線トンネル本体工事 (その2) の契約金額12億6867万6000円を8705万1240円増額し、13億5572万7240円に変更するものでございます。

当該工事は、宜野湾北中城線における片側上り車線延長263メートルのトンネル本体工事であり、喜舎場側トンネル坑口部における法面対策工の追加に伴い増額するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○玉城佳卓道路街路課長 お手元に配付しております資料2の4により御説明 いたします。

今回の変更は、喜舎場側トンネル坑口部における法面対策の追加に伴い増額

するものであります。

1ページをごらんください。

本工事は、宜野湾北中城線における片側上り車線延長263メートルのトンネル本体工事であります。

上段の図は、宜野湾北中城線トンネルの計画平面図です。中段には側面から 見た縦断図、下段左側には全体事業概要、右側にはトンネル坑口終点側の断面 図と工程表を表示しております。

上段の計画平面図において、本工事対象箇所を赤色で着色しております。灰色で着色しております宜野湾北中城線トンネル本体工事(その1)は、ことしの7月に完成しております。

2ページをごらんください。

設計変更の内容は、法面対策の追加に伴う増額となっております。前工事であるトンネル本体工事(その1)の施工中、平成29年2月に大雨による法面崩壊が発生しており、掘削工事を一時中止する事態が発生しました。この中止に伴う損料等の増額については、さきの6月議会において可決いただいております。今回の変更は、同様の事態を避けるため、前もって法面対策工を追加実施するものであります。資料の上段右側の写真は、ことしの2月に発生した前工事における法面崩壊状況を示しております。資料の中段以降においては、今回の法面対策の概要を示しております。

3ページをごらんください。

提出議案の概要となっております。

今回の設計の一部変更に伴う請負代金の増額、8705万1240円となっております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び道路街路課長の説明は終わりました。 これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の8ページをごらんください。

乙第7号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明い たします。

本議案は、平成28年第6回沖縄県議会乙第14号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

浦添西原線都市モノレール建設工事(地下構造物H27-NATM)の契約金額16億2139万6440円を1億4113万2240円増額し、17億6252万8680円に変更するものでございます。

当該工事は、沖縄都市モノレールインフラ部地下区間における241.5メートルのトンネルを施工する工事でございます。

変更内容は、沈下対策工の追加、鉄筋組み立ての効率化を図るため機械式鉄筋定着工法への変更や覆工コンクリート規格の変更などにより増額するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○古堅孝参事兼都市・計画モノレール課長 お手元に配付しております資料2 の5により御説明いたします。

今回の変更は沈下対策工の追加、鉄筋組み立ての効率化を図るため機械式鉄筋定着工法への変更や覆エコンクリート規格の変更などによる増額を行うものであります。

1ページをごらんください。

上段の図はトンネルの計画平面図、中段の図は側面から見た縦断図です。下段左側には事業概要、下段右側には整備工程と、ことし9月時点の状況を表示しております。

計画平面図において、変更対象の工事箇所を赤色の破線で示しております。 なお、工事の進捗につきましては、9月末時点において、トンネルの掘削は完 了しており、現在覆エコンクリートを施工しているところです。

2ページをごらんください。

今回の変更内容は、沈下対策工の追加、鉄筋組み立ての効率化を図るため機械式鉄筋定着工法への変更や覆エコンクリート規格の変更などによる増額となっており、変更に伴う請負代金の増額は1億4113万2240円となっております。 以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

〇新垣清涼委員長 土木建築部長及び都市計画・モノレール課長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

- ○糸洲朝則委員 機械式鉄筋定着工法について、具体的に教えてください。
- **○古堅孝参事兼都市・計画モノレール課長** 鉄筋の組み立てにつきましては、 鉄筋工が少ないということがございまして、できるだけ簡略化していこうと技 術改革が進められております。通常、鉄筋を加工するときはU型になっていて、 上に立ち上げて引っかける形になっておりますが、今回は、L型で立ち上がり を短くして鉄筋を組み立てていく工法でございます。
- **○糸洲朝則委員** 下層部からの立ち上げまでと上の立ち上げを別の機材で圧接か、ロープか何かでやるのですか。
- **〇古堅孝参事兼都市・計画モノレール課長** これまでは1本の鉄筋を下から立ち上げてU型に曲げていったものを、今回は片一方を別の鉄の板で溶接して組み立てを簡単にしていこうということです。
- **〇糸洲朝則委員** 現場を見たほうが一番早いのですが、効率化を図るために新 しい工法を導入したということでいいですか。
- **〇古堅孝参事兼都市・計画モノレール課長** そうでございます。
- **〇新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。 休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

〇新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、乙第8号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審 査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宫城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の9ページをごらんください。

乙第8号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明い たします。

本議案は、平成28年第6回沖縄県議会乙第15号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

航空機整備基地新築工事(造成第2期及び格納庫建築)の契約金額92億978 万6400円を2950万5600円増額し、92億3929万2000円に変更するものでございま す。

変更内容は、発生土仮置き場の法面整形、種子吹きつけ及び赤土流出防止施設の精算等により増額するものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○佐久川尚施設建築課長 お手元に配付しております資料2の6により御説明いたします。

1ページをごらんください。

航空機整備基地の建設地の位置は、那覇空港内の那覇市字大嶺地内であり、 敷地面積は2万9396平米であります。

事業の目的としましては、那覇空港内に航空機整備施設を建設し、新たな臨空型産業及び雇用の創出を図るものであります。

下の図は、建物の完成イメージを示しており、今回工事は、造成工事と格納庫の建築工事であります。

2ページをごらんください。

建物の概要としましては、延べ面積が1万7858平米、鉄骨造3階建て、主な施設用途は大型機格納庫と小型機格納庫であります。

中段の平面図のとおり、大型機1機、小型機3機が格納できるようになって おります。

大型機格納庫には塗装機能を備えております。

次に、3ページをごらんください。

今回、契約改定を予定する工事の請負者、現契約金額、変更契約金額等は表のとおりとなっております。

変更の主な内容は、発生土仮置き場における法面整形、種子吹きつけ及び沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土流出防止施設の数量を精算変更するものであります。

下段の図、右上部の茶色部分が発生土の仮置き場で、赤色の3カ所が赤土流出防止施設の沈砂池となっております。

この変更により、契約金額は2950万5600円の増額となります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

〇新垣清涼委員長 土木建築部長及び施設建築課長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

- **〇座波一委員** 赤土流出防止施設を精算変更するという意味を教えてもらえますか。
- **○佐久川尚施設建築課長** 主な理由の一つとしまして、造成箇所から不発弾が発見されたことに伴い、沈砂池の数量に変更が生じたものでございます。不発弾が発見されますと、切り土の施工については不発弾に影響のないような施工手順になるのですが、そうしますと雨水の流水する方向も同時に変わるということがございまして、当初予定していた沈砂池の位置、数量等に変更が生じた

ものでございます。

- ○座波一委員 沈砂池の位置変更ということですか。
- **○佐久川尚施設建築課長** 沈砂池は3つございますが、3ページ下段の図の沈砂池②は当初予定をしておらず、不発弾が発見されたことによって新たに追加されております。
- ○座波一委員 新たに追加されたということですね。
- ○佐久川尚施設建築課長 そうでございます。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。 糸洲朝則委員。
- ○糸洲朝則委員 前に土木環境委員会で現場視察をしたときのイメージしか残っていないのですが、今、造成をしているところの土を仮置き場に運び入れて、種子吹きつけというような説明になろうかと思いますが、造成工事が何%までできていて、いつごろ完成するのか、発生した仮置き場の土は将来どうなるのか、この2点についてお願いします。
- **〇佐久川尚施設建築課長** 造成工事につきましては、7月末で全て完了しているということでございます。2点目の仮置き場にある発生土ですが、将来的に滑走路の埋め立てに使われる造成用の土ということで、一旦、ここに置かせていただいて、後でそれを引き継ぐ形になると思います。
- ○糸洲朝則委員 造成工事が7月で完成しているのであれば、建物の着工はしているのですか。
- **○佐久川尚施設建築課長** 格納庫本体につきましても既に着工し、鉄骨工事が始まっておりまして、柱が大体 6 割程度できております。屋根につきましては、トラス構造なのですが、大体 2 割ぐらい完成しているということです。予定としましては12月末までには鉄骨の工事が終わると考えております。
- ○糸洲朝則委員 供用開始はいつでしたか。

- ○佐久川尚施設建築課長 平成30年10月末に完成予定となっております。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案財産の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の10ページをごらんください。

乙第9号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は、南大東港及び北大東港に配備する油圧式オールテレーンクレーン の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

取得予定価格は2億5030万6876円、契約の相手方は株式会社加藤製作所沖縄 支店でございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

〇照屋寛志港湾課長 お手元に配付しております資料2の7により御説明いたします。

1ページをごらんください。

南大東港及び北大東港は急峻な海底地形により防波堤等外郭施設の整備が困難であることから、船舶は直接接岸できず、岸壁から移動式クレーンによって貨物の荷おろしや船客の乗降等を行っているところです。

現在使用している移動式クレーンは、耐用年数が過ぎ老朽化が著しいことから、代替となる移動式クレーンを配備し、荷役作業の安全性確保及び効率化に取り組んでまいります。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

〇新垣清涼委員長 土木建築部長及び港湾課長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

糸洲朝則委員。

- **〇糸洲朝則委員** 予定価格と落札価格の差が余りにも開き過ぎるのですが、なぜこういう差が出るのですか。
- **〇照屋寛志港湾課長** どうしてこれだけ落ちたかについては、私どもとしては 把握できておりません。
- ○糸洲朝則委員 予定価格の3億2700万円というのは、これまでの実績を積み上げて算定したのか、あるいは見積もりをとって算定したのか。予定価格から7700万円余りも低く落札したということは、皆さんの見積もりが甘かったのか。あるいは時代の変化、環境の変化によって、ましてやクレーンという重機ですから、それが安くなったのか。その辺ぐらいは説明してもらえないと、わけのわからない承認はできないでしょう。
- **○照屋寛志港湾課長** 今回の予定価格を定めるに当たって、県内でクレーンを 扱っている3社に見積もりを依頼しております。その中で実際に見積もりを出 していただいたのが2社ということで、出てきた2社の見積もりを平均して今 回の予定価格を算定しております。予定価格を算定し、実際に入札した結果で あるということでございます。
- ○糸洲朝則委員 応札した会社は何社ですか。
- ○照屋寛志港湾課長 2社です。
- ○糸洲朝則委員 見積もりをとった2社ですか。
- 〇照屋寛志港湾課長 そうです。
- ○糸洲朝則委員 随分サバを読んで見積もりを出したのですね。今後のためにしっかり検証して一また何年後かには買いかえるわけでしょう。これは2社で談合していませんか。しかも、見積もりをとった2社でしょう。しっくりこな

いのですが、説明できるようにしておいてください。

- ○照屋寛志港湾課長 今回、2社からいただいた見積もりを平均して予定価格を出しました。その後、公募に当たっては特にこの2社だけというわけではなく、一般競争入札の形でどこでも参入していただいていいということで募集しておりますので、我々としては適正に入札手続を進めたと理解しております。
- ○糸洲朝則委員 株式会社加藤製作所はかなり大きなメーカーですよね。例えば、こういう類いの重機などは支店に販売窓口があって、製作は加藤製作所など、いろいろなところで製作すると思うのですが、それにしても7700万円という差額がなぜ出るのか、メーカーに聞いて教えてください。見積もりをとったところでしょう。
- ○照屋寛志港湾課長 見積もりをいただいた段階でもそれなりの差がございまして、それを平均しておりますので、低いほうの見積もりを出していただいた業者にとっては予定価格は高く一平均をとりますので、そういうこともあって落ちたということもあるかと考えます。
- ○糸洲朝則委員 予定価格の設定はわかりましたが、最低制限価格の設定はなかったのですか。
- ○照屋寛志港湾課長 この契約につきましては、WTOの対象になっておりますので、最低制限価格は設けないことになります。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。 次に、乙第10号議案財産の取得について審査を行います。 ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。 宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の11ページをごらんください。

乙第10号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は、多良間空港に配備する空港用化学消防車を取得するため、議会の議決を求めるものでございます。

取得予定価格は1億6729万2000円、契約の相手方は帝國繊維株式会社でございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○與那覇聰空港課長 お手元に配付しております資料2の8により御説明いた します。

1ページをごらんください。

現在、多良間空港には5000リットル級及び3000リットル級の空港用化学消防車が配備されておりますが、3000リットル級については耐用年数を迎え、化学消防車本来の機能を果たすことが難しくなっていることから、当該消防車を更新する必要があります。更新に当たりましては、国土交通省航空局において定めた、空港における消火救難体制の整備基準に基づき、5000リットル級空港用化学消防車を購入するものであります。

本件につきましては、平成29年7月24日に一般競争入札を行い、帝國繊維株式会社が落札し、仮契約を締結しております。

以上で、提出議案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び空港課長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

- ○座喜味ー幸委員 第一航空の就航はいつごろを見込んでいますか。多良間一石垣間の就航を見込んで、そのキャパを考えての空港用化学消防車の購入だと考えているのですが、その辺の見通しを教えてください。
- 〇與那覇聰空港課長 今回の更新については、平成29年2月にRACの機材が39人乗りから50人乗りに大型化されたことがあります。それから、先ほどありましたように耐用年数の15年を超え、老朽化が著しいということもありまして、

今回、新たに5000リットル級を購入して配備するということにしております。 第一航空の就航につきましては、まずは粟国路線を再開しまして、その後、波 照間路線、多良間路線というような就航スケジュールになっていると思います。

- **○座喜味-幸委員** RACの機材が大きくなったことにより、空港用化学消防 車の規模を大きくしたというのが第一義的な理由になると理解していいです か。
- 〇與那覇聰空港課長 更新するのは、あくまでも耐用年数の15年を迎えるということです。この空港用化学消防車は平成15年に配備しておりますので、平成30年度末に耐用年数を迎えるので、それに備えての買いかえということになります。
- **○座喜味-幸委員** 機材が大きくなったこと等に伴う、また、第一航空の見込みがあって、多良間空港の荷物の引き取り所と消防署の補完施設等の整備が必要だということで急ピッチで動いていたかと思ったら、第一航空が事故を起こしてから動きがとまったように思うのですが、その辺の空港の整備はどうなりますか。
- 〇與那覇聰空港課長 就航機材の大型化への対応としまして、昨年度9月に補 正予算を計上して、空港待合所や駐車場の拡張整備の予算が措置され、設計も 行っており、10月に工事の契約をする予定で取り組んでおります。
- **○座喜味一幸委員** 今年度いっぱいで整備はできるという理解でよろしいですか。
- ○與那覇聰空港課長 10月に工事の契約を予定しておりまして、年度内の完了 を目指して取り組んでおります。
- **○座喜味-幸委員** 多良間島も最近お客さんが非常にふえています。飛行機も新しく大きくなって大分観光客も行っているという話もありますので、ぜひ空港の整備もあわせてしっかりと一願わくば、第一航空のフライトは県として一生懸命取り組んで、ほかの部署だけに任すのもいけないと思うので、その辺も含めてぜひ連携をとりながらお願いします。

- **○宮城理土木建築部長** 第一航空の就航の時期は、企画部交通政策課で調整、確認しているところだとは思いますが、我々もできる限り早目に情報を入れて、 それに応じた空港整備に取り組んでいきたいと考えております。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。 上原正次委員。
- **〇上原正次委員** この空港用化学消防車は外国製だと聞いていますが、日本ではつくっていないのですか。
- **○與那覇聰空港課長** 空港用化学消防車を取り扱っているところは3社ございまして、そのうち1社については国産、残り2社が外国製の消防車になります。
- **〇上原正次委員** 那覇空港などにあるものは、国産ですか。
- **〇與那覇聰空港課長** 近年ではオーストリアで製造されている消防車が多くなっております。
- **〇上原正次委員** メンテナンスなどを考えたら、国産のほうが予算的にも安くなるのではないかと思うのですが、いかがですか。
- **〇與那覇聰空港課長** 機材そのものは外国製なのですが、国内に代理店がございまして、アフターサービスやメンテナンス等は国内の代理店にしっかり対応していただいております。
- **〇上原正次委員** 国産は機能が落ちるということはないですよね。
- **〇與那覇聰空港課長** 空港用化学消防車の性能や構造などについて、国が共通 仕様書を定めておりまして、それに基づいて消防車を製造することになってお りますので、特に機能面で劣るといったことはございません。
- **〇上原正次委員** ぜひ国産を使うべきだと思うのですが、以上です。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 資料1の12ページをごらんください。

乙第15号議案訴えの提起について御説明いたします。

本議案は、県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない滞納者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、対象者は56件、60人でございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○幸喜敦住宅課長 お手元に配付しております資料2の9により御説明いたします。

1ページをごらんください。

訴えの提起の概要についての説明です。

- (1)に示すとおり、今回の56件、60名の滞納総額は1462万5700円であります。対象者56件60名のうち、4件8名については、滞納に加え、親族の不法占有を訴えるものであります。
- (2)は、本議案に係る訴えの提起対象者の選定に至るまでの流れを図で示しております。図右側の県及び指定管理者で構成する法的措置対象者選定委員会で、まず①の法的措置対象者210件を選定し、そのうち、家賃の支払い、分納計画書の提出があった154件を除き、②の訴えの提起対象者として56件を選定しております。なお、米印2の注釈に示すとおり、9月29日時点、56件中16件は家賃支払いまたは分納計画書の提出により、法的措置の対象から外れ、現在、入居継続または継続見込みとなっております。

2ページをごらんください。

法的措置対象者選定から明け渡し強制執行までの流れについて、平成24年度から平成28年度までの5年間の実施状況をフローで示しております。なお、図の中の件数は過去5年間の合計となっております。

まず①の法的措置対象者は、5年間で2880件となっております。この対象者のうち、県の納付指導等に応じ、家賃の支払い等により訴えの提起対象者から

除かれ、入居継続となった者は全体の72%で2060件、残り28%の820件が②の 訴えの提起対象者となっております。

また、県ではこの提起対象者に対し、明け渡し訴訟の提起予告通知及び最終 催促書を送付し、注意喚起を促すことにより、約22%の649件が契約解除の対 象から除かれ、入居継続となっております。

一方で、④は、支払いの意思が見られず、長期滞納の解消が見込めなく契約解除となった者が全体の5.9%の171件。そのうち、⑤の地裁へ訴状提出のあった者は全体の2.4%で69件、さらに、⑦の強制執行に至った者は、5年間合計で全体の約1.3%の38件となっております。

県としては、入居者の居住の安定を図るため、①の法的措置対象者の段階から⑦の強制執行に至る者への面談を随時実施しており、必要に応じ専門相談員と連携して、滞納原因等の把握及びその解消に向け、社会福祉制度等の案内・助言等を行っております。

また、明け渡しを命ずる判決が言い渡された者については、世帯状況に可能な限り配慮し、移転先及び退去予定を確認しながら、まず任意での明け渡しを求めております。その上で、判決から相当の期間を経過しても任意に明け渡しを行わない場合には、裁判所に強制執行の申し立てを行っております。

3ページをごらんください。

提訴に至るまでの県及び指定管理者の対応についての説明です。

(1)から(3)までは、それぞれ滞納月別に区分した短期、中期、長期滞納者への対応状況であり、(4)については、平成27年9月から県営住宅指定管理者内に新たに設けた専門相談窓口の相談状況であります。平成29年度からは専門相談員を昨年度までの2名から4名とし、相談体制を拡充しております。相談件数については、平成27年度が337件、平成28年度は1101件、平成29年度は8月末現在までの計503件となっております。

4ページをごらんください。

(5) に示す法的措置について、県では、法的措置対象者選定の段階から、 長期滞納の解消に向けた対応を行っておりますが、それでも支払いの意思が見 られず、滞納解消が見込めない者に対し、やむを得ず法的措置を実施しており ます。

最後に、5ページをごらんください。

生活に困窮している入居者への配慮についての説明です。入居者の世帯収入の状況に応じ収入再認定、または県営住宅使用料の減額を行っておりますが、平成27年11月から減額率を最大75%に、従来の1.5倍に見直しております。その他、生活困窮度に応じた家賃の免除については、これまで10件の適用があり

ました。

その実施状況は、表に示すとおりであります。 以上で、提出議案の概要説明を終わります。 御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長及び住宅課長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

- **○座波一委員** 当事者への対応の現場に行くのは指定管理者になると思いますが、こういった対象者は経済的にも厳しい家庭が多く、土曜日、日曜日、祝祭日、あるいは夜も働いているという家庭が多いのです。そういうときは、窓口である指定管理者は時間外であったり、休みだったりすることが多いので、すれ違いが多いと聞いています。そのために意図と反して時間的に遅くなったということもあるのですが、そういった苦情はないですか。
- ○幸喜敦住宅課長 面談の会場については文書等でお知らせして、面談なり、御相談に応じているところですが、そういった事情で時間がとれないという方については、まずは連絡をいただいて、設定できる日を調整するということを考えております。また、こちらからの働きかけに対してなかなか応じていただけない方も多いという報告を受けております。
- **○座波一委員** 当局からの働きかけに応じられていない人たちの原因はその辺にもあるという話もあるので、そこは逆に当事者に合わせた対応の仕方をしないといけないですよね。
- ○幸喜敦住宅課長 24時間体制とは言わないまでも、入居者の方から適切な連絡ができるよう体制を整えていきたいと考えております。
- **○座波一委員** そういった方々というのは何度も同じようなケースに陥るので、滞納が生じたときに早目に時間的な制限や壁を乗り越える方法をとらないと、同じことの繰り返しです。こういう方々は日常の時間がかなり制約されて

いる人たちが多く、繰り返すうちに、ためるのが当たり前になってくることが よくあるのです。ですから、早目に対応する工夫をしないといけないと思うの です。

- ○幸喜敦住宅課長 委員の御指摘のとおり、我々も初期の対応はかなり重要だと感じておりまして、滞納の始まりのところで適切に対応できるような体制を構築することを考えております。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。 嘉陽宗儀委員。
- **○嘉陽宗儀委員** 私はこの件については継続的に追及して、問題提起もしてきたつもりですが、当初に比べると大幅に改善されてきているということで評価をします。御苦労さまでした。しかし、まだまだやるべきことがたくさんあります。特に強制執行は、今回は38件ですか。
- ○幸喜敦住宅課長 強制執行まで至るものは、時間がかかるものですから、平成24年度に訴えの提起を上げたものに対して15件、平成25年度は13件、平成26年度は10件となっております。
- **○嘉陽宗儀委員** 移転先等を確認しながら強制執行するというのは、具体的にはどういうことですか。
- ○幸喜敦住宅課長 サポートセンターや福祉の分野につなげる等の対策を講じながら引き継いでいく形をとっております。退去に当たっては、移転先が決まってから退居をお願いするなど時間差を設けているところです。
- **○嘉陽宗儀委員** 移転先が決まるのであれば、その部分について皆さん方が援助すれば退去しなくても済むようになるのですか。
- ○幸喜敦住宅課長 移転については、これまでも県営住宅で毎月きちんと家賃を納入されている他の入居者との公平性や、一方で、同様に住宅に困窮して当選できずにいる方々との公正公平を期す意味からもそういった形をとっています。もう一つは、信頼関係がなかなか構築できずに家賃の滞納を繰り返している方について、そういった形での措置をとっているところです。

- ○嘉陽宗儀委員 県営住宅に申し込んでもなかなか入居できないという相談が 多いのですが、現在の待機者の実態はつかんでいますか。
- 〇幸喜敦住宅課長 平成29年度の応募状況ですが、北部地区で132件、中部地区で1136件、南部地区で764件、那覇地区で813件、宮古地区で52件、石垣地区で240件の応募がされております。
- ○嘉陽宗儀委員 合計すると幾らになりますか。
- ○幸喜敦住宅課長 応募者は合計で3137件です。
- **○嘉陽宗儀委員** 公営住宅法の精神から見て、当然、全ての県民に憲法第25条 に基づいて衣食住の保障をしないといけないわけですよね。3137件の待機者全 てに入居してもらうためには、県営住宅を幾つつくらないといけないのですか。
- ○宮城理土木建築部長 公営住宅そのものが、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するという趣旨はございます。一方、我々は住生活の基本計画を策定しておりまして、その中で供給目標量を定めております。その供給目標量は、必ずしも公営住宅だけで全部を補うわけではなく、一部、民間の住宅、あるいはその他の福祉も加味した形で設定するものでございます。ちなみに、今回、見直しを行っているところですが、その中で新規の建設戸数はおおむね1300戸程度で、それを県営、市町村営でどう役割分担するのかを、今後、調整していくという状況でございます。
- ○嘉陽宗儀委員 1300戸程度を当面は何とかしなくてはならないという実態は明らかになっているわけですから、引き続き、頑張ってください。特に私がいつも取り上げているのは、強制執行された方々が夜遅くから子供の手を引いて、追い出されて住む家がないと私の相談所に訴えがあったと前にもお話ししましたよね。今、何名かの訴えがあるのですが、38件の強制執行の中に子供連れはいますか。
- ○幸喜敦住宅課長 そういう事例もございます。

- ○嘉陽宗儀委員 割合としてはどのぐらいですか。
- 〇幸喜敦住宅課長 強制執行の中で、平成24年度の15件のうち2件、平成25年度の13件のうち多子世帯が1件、母子世帯が2件、平成26年度の10件のうち母子世帯が1件となっております。
- **○嘉陽宗儀委員** 貧困と格差の問題が深刻になる中で、特に住宅がなくて困っている人たちの生活は大変です。そういう点では、私がこれまで訴えてきた家賃の減免制度でも、減額免除を明確に区分けして対応せよということを言ってきたのですが、実績はどうなっていますか。減額免除制度をきちんと明確にするべきだと言いましたが、資料を見ると減額免除になっているのではないですか。
- ○幸喜敦住宅課長 統計は分けているのですが、全額免除されたのはこれまでに11件ございます。その11件を含む数字として、減額免除ということで取り上げますと、平成25年度から平成27年度までは大体40件前後でしたが、平成28年度に制度を拡充してからは189件、平成29年度の現在までは228件と拡大しております。
- **○嘉陽宗儀委員** 今の情勢の中で、特に生活に困窮している皆さん方が住宅を求めて徘回しているというのは大変心が痛みます。そういう実態についてもぜひ調査をして、できるだけ皆さん方の努力で困っている方々の生活をきちんと補償できるように取り組んでください。
- ○幸喜敦住宅課長 おっしゃるとおり、かなりそのように困った方々がいます。 我々としては、住宅要配慮者について空き家等を活用した新しい法律も施行さ れることになっておりますので、民間も積極的に活用しながら取り組んでまい りたいと思っております。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。 よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。 休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

〇新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成28年第45号の4外23件の審査を行います。 ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

宮城理土木建築部長。

○宮城理土木建築部長 土木建築部所管に係る陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

目次をごらんください。

土木建築部所管の陳情は、継続が16件、新規が8件、合計24件となっております。

まず、継続陳情につきまして、処理概要の変更が2件3カ所ございますので、 御説明いたします。

変更部分には、下線を引いております。

1ページをごらんください。

陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」 に関する陳情につきまして、2カ所の変更部分を御説明いたします。

1カ所目の修正について、6ページをごらんください。

記の27、「新たなクレーンの配備については、平成28年12月に事業に着手したところであります。」から、「平成29年度中の完了を目途に取り組んでおります。」に変更しております。

2カ所目は、同じく6ページ、記の28、最後の部分を「平成29年7月に工事 を完了しております。」に変更しております。

続きまして、15ページをごらんください。

陳情平成28年第135号、南風原町議会からの兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の1、「平成28年度から変状調査を実施し、その調査内容については、随時、公表していくこととしております。」から、「調査結果について地元説明

を行ったところであります。」に変更しております。また、記の2、「変状調査の結果を踏まえ、適切な対策工事が行えるよう取り組んでいきます。」から、「平成30年度から事業に着手し、実施設計を行う予定であります。」に変更しております。

以上が、変更部分の説明でございます。

次に、新規に付託された陳情8件について御説明いたします。

なお、過去に御審査いただいた陳情と同一内容の陳情については、処理概要 も同一でございますので、説明は省略させていただきます。

30ページをごらんください。

陳情第82号県道7号線の接道に関する陳情につきまして、御説明いたします。 県道奥武山米須線(県道7号)の歩道として占有している部分については、 買い取りする方針であります。現在、地積測量及び物件調査を行っており、補 償交渉を進めていきたいと考えております。

続きまして、31ページをごらんください。

陳情第83号、南城市議会からの仲間交差点の改良を求める陳情につきまして、 御説明いたします。

仲間交差点付近については、仲間交差点と仲程交差点の間隔が短いこと、及び右折帯がないこと等が朝夕の交通混雑の原因と考えられます。県としては、南部東道路の進捗及び交通状況等を踏まえて検討していきたいと考えております。

32ページをごらんください。

陳情第91号の3美ぎ島美しや(宮古・八重山)圏域の振興発展に関する陳情について御説明いたします。

33ページをごらんください。

記の1は、陳情平成28年第89号の4、記の3と同じ処理概要になります。

記の2は、一部、過去に御審査いただいた陳情と同一内容の処理概要になります。

宮古空港については、本土便の新規開設や那覇便の増便、機材の大型化等により、駐機場や旅客ターミナルの待合室に混雑が発生していることは、県も認識しております。駐機場については、平成29年度から拡張事業に着手することとしております。旅客ターミナルについては、宮古空港ターミナル株式会社において、既存のターミナル施設を改修する等して、出発待合室の座席数をふやしたところであります。保安検査場については、宮古空港ターミナル株式会社と航空会社との間で協議を行うなど、増設に向けて取り組んでいるところであります。なお、ターミナル施設の拡充整備については、引き続き、必要な対応

について、関係機関と意見交換し検討していきたいと考えております。

記の3、航空機を運航するための地上支援作業は、一般的に航空会社で対応することになっておりますが、与那国空港においては、チャーター便を誘致するため、町が地上支援機材の確保に努めていることは、承知しております。空港の設置管理者である県は、他の離島空港と同様に、与那国空港においてもターミナルビル前面に地上支援機材の置き場を確保しております。なお、町が支援機材の保管が必要とのことで、空港敷地内へ工作物を設置するとなった場合、空港管理者としては、空港運営に支障のない範囲で、敷地の提供について協力していきたいと考えております。

続きまして、34ページをごらんください。

陳情第92号の3、伊是名村長からの伊是名村振興発展に関する陳情につきまして、御説明いたします。

35ページをごらんください。

記の1は、陳情平成28年第45号の4、記の13と同じ処理概要になります。

記の2、仲田港海岸では台風時に石片の散乱があることから、平成27年度に 2回石片の撤去作業を行い、養浜した砂浜の変状状況を確認しているところで あります。県としては、今後とも石片の露出、散乱原因を調査し、必要な対策 を行っていきたいと考えております。

記の3、枯損木撤去後の再植樹については、樹種の選定及び管理について、 伊是名村と連携を図り取り組んでいきたいと考えております。また、樹木によ る縁石ブロックの倒壊や路面の損傷については、現地調査を行い、対応を検討 したいと考えております。

36ページをごらんください。

陳情第94号の4南部離島町村における平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について御説明いたします。

記の3は、陳情平成28年第45号の4、記の19と同じ処理概要になります。 37ページをごらんください。

記の4は、陳情平成28年第45号の4、記の23と同じ処理概要になります。

記の5、前段の慶良間港については、陳情平成28年第45号の4、記の24(1) と同じ処理概要になります。また、後段の安護の浦港については、陳情平成29 年第46号の4、記の23と同じ処理概要になります。

記の6は、陳情平成28年第45号の4、記の25と同じ処理概要になります。 記の7は、陳情平成28年第45号の4、記の26と同じ処理概要になります。 続きまして、38ページをごらんください。

陳情第95号、東部地区からの防災公園造成を推進する保護者の会からの沖縄

市東部地区の防災公園造成に関する陳情につきまして、御説明いたします。

自然災害から、県民の生命や財産を守るため、安全・安心に暮らせる地域づくりは重要であると認識しております。沖縄市比屋根地域は、急傾斜地の崩落のおそれがあることが確認されたことから、平成29年6月に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定されております。都市公園法施行令第7条において、公園施設は安全上必要な構造を有するものとしなければならないと規定されており、当該地域への遊歩道及び防災公園等の整備については、安全性の確保に課題があると考えております。現在、沖縄市は、市全域の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の見直しを進めており、その中で東部地区も検討するとのことであります。

続きまして、39ページをごらんください。

陳情第101号の2県立武道館の施設運営に関する陳情につきまして、御説明いたします。

奥武山公園の一般駐車場においては、通勤・通学等の目的外使用の車両があることから、これまで注意看板の設置、日常パトロールによる口頭注意や車両への張り紙、近隣事務所へ文書による協力依頼等の対策を行ってきました。平成29年8月から9月の平日に、5日間駐車場利用の実態調査を行ったところ、長時間、複数日にわたって駐車している車両があることを確認しております。今後は、これまでの目的外駐車への対策を強化するため、該当する車両を特定し、個別に注意・指導を行い、適正管理に努めていきたいと考えております。最後、40ページをごらんください。

陳情第109号の2、北丘ハイツ自治会からの地すべり防止区域への有料老人 ホーム建設の中止を求める陳情につきまして、御説明いたします。

当該陳情に係る都市計画法に基づく開発許可申請については、安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められているか等、現在、慎重に審査を行っているところであります。また、地すべり防止区域における行為の制限については、平成27年7月に許可済みであり、現在、工事内容の変更申請に係る技術的な審査を行っているところであります。なお、都市計画法に基づく開発許可及び地すべり防止区域の許可は、関係法令に規定する基準に適合している場合には許可をしなければならないこととなっております。

陳情案件についての説明は、以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

〇新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。 休憩いたします。 午前11時58分休憩 午後1時22分再開

〇新垣清涼委員長 再開いたします。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔 にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

- ○座波-委員 陳情平成28年第135号の兼城相互団地の擁壁決壊防止対策を求める陳情です。平成28年度から変状調査を行い、平成29年度まで続けると報告を受けていましたが、調査結果について説明会を行ったということは、もう調査を終えて説明会をしたということですか。
- 〇永山正海岸防災課長 変状調査については、平成30年3月末までを予定しております。7月に地元自治会と南風原町役場に説明を行っております。内容としましては、中間結果の報告という形で報告をしました。調査自体は年度末まで継続をする予定です。
- ○座波-委員 平成29年度中は調査をするということですか。
- 〇永山正海岸防災課長 そのとおりです。
- **〇座波一委員** 平成30年度から事業に着手し実施設計を行う予定ということは、もう方針の結論は出たようなものではないですか。
- 〇永山正海岸防災課長 平成29年度中に新規事業の採択ということで申請をしておりまして、去る9月に概算要求で事業採択が認められました。それを受けて、平成30年度から実施設計を行う予定としております。
- ○座波-委員 実施設計というのは、変状があったという結果が認められたか

ら、実施設計に移したわけですか。

- 〇永山正海岸防災課長 そのとおりです。
- **○座波一委員** その結果を、今、かいつまんででもいいので、お願いします。 ずれが認められたとか、このままでは危険だという結論に至ったということで すか。
- ○永山正海岸防災課長 去る7月に地元説明を行った内容についてですが、観測期間は平成29年2月から6月までで、5月13日と5月16日に豪雨がありまして、その豪雨後に現場で変状が確認できております。その内容は、地盤伸縮計と鋲観測の2つの調査をしているのですが、地盤伸縮計で約0.3ミリメートルから0.7ミリメートルの変異が確認できました。また、鋲観測でも約1ミリメートル前後の変異が確認できていて、これは要領等によれば注意レベルではあるのですが、現場が非常に急傾斜であるとか、住宅地が近接しているとかの状況を考えますと、平成30年度にある程度の対策、検討をしておくべきだろうという判断に至りました。
- **○座波一委員** 変異度は注意レベルだということではありますが、以前の答弁では変異は認められないということでしたので、この結果が出た以上は地元の懸念に応えるべく、しっかりと対応をよろしくお願いします。説明会が終わったということですから、地元も納得しているわけですね。

続きまして、陳情第64号南部東道路の那覇空港自動車道への直接乗り入れに 関する陳情です。これも地元の南部地域が待ち望んでいる事業ですが、直接乗 り入れにつきましては、その方向で協議されていると思います。今の状況の確 認と、那覇空港方面への乗り入れと北部方面への乗り入れは当然必要ではない かと思っています。その問題についてはどういう議論がされていますか。

○玉城佳卓道路街路課長 去る5月に南部東道路事業促進検討会の場を持ちまして、南城市、国、県で会議を進めておりました。その場では現況を考慮して、再度、よく検証して次に進むということで会議は終わっています。その後、我々は国と事務レベルの調整を進めまして、新規事業が採択された段階と状況が変わっているということ、また、新たに渋滞交差点に設定された南風原南交差点ICを通る計画ということで、課題がはっきり見えてきたということを国に説明しまして、国にもある程度理解していただき、次の段階に進んでいる状況

でございます。それで、今、我々のほうで直接乗り入れの検討を行いまして、 あす、南城市、南風原町、国、県で、検討会から一歩進んだ直接乗り入れの検 討協議会を新たに立ち上げる予定としております。その場で、できれば直接乗 り入れの形状等を2案まで持っていきたいと思って提案する予定でございま す。その際には、那覇空港方面と名護方面にそれぞれ乗り入れできる一形状は まだはっきり決まっているわけではないのですが、その提案をして、今後、直 接乗り入れについて進めていけたらと思っております。

○座波一委員 大分いい考えで交渉されていると思っています。直接乗り入れは、今やらなければ後に悔いを残すと。同時に、北部地域への方向性もつけなければ、さらに悔やまれるということなので、この時期に両方への乗り入れを行うことは絶対に必要だと思っています。それから、事業展開のスピードですが、少しおくれていて、一般質問で進捗状況は全体の約30%だという答弁がありました。これをいかに取り戻すかということで、他の事業との兼ね合いもあるかと思います一都市モノレールにかなりシフトしているという状況は聞いておりますが、その辺の配分は、次年度以降からどのように考えているのか、もう一度、確認をします。

○玉城佳卓道路街路課長 次年度要望額も今年度と同じ金額で17億円を要望しているのですが、今後、補正等の話も事務レベルではありまして、どれだけ事業量があるかという調査が始まっています。補正が確定しているわけではございませんが、それに向けてできるだけ要望を積んでいって、なるべく早く事業を進めていきたいと思っております。

○座波一委員 事業総額は500億円近くだと思いますが、17億円程度では進みません。しかも、平成30年前半で全線供用開始の予定ですから、及ばないですよね。国側も県から上げれば検討しますと明確に答えていますので、そこはどう考えていますか。

○玉城佳卓道路街路課長 現時点での総事業費は180億円で、多少はふえる見込みはありますが、確かに17億円では進まないということはございます。ただ、その都度、国へは予算の要望をふやしていきたいと思っていまして、今は国も予算の状況が厳しいようで、国との調整の結果、来年度は17億円で横すべりして同じ金額ということになりました。今後は可能な限りふやしていく方向で頑張っていきたいと考えております。

○座波一委員 このような補助事業は、国側からすると当該地の要求があって こそだと言っています。これまでもこの事業は少なかったと言われているもの ですから、ぜひ組織体制も含めて、次年度以降から何とかスピードアップをお 願いしたいと思っています。組織体制についてはどうですか。

○玉城佳卓道路街路課長 組織体制につきましては、要望額に応じて年度ごとにつく予算がふえれば、組織体制も増員して対応していきたいと考えております。

○座波一委員 陳情第83号仲間交差点の改良を求める陳情です。御存じの方も多いと思いますが、まんぷく食堂の近くの交差点ですよね。県道77号線と県道84号線の交差点で、朝夕はかなり渋滞します。例えば、琉球ゴルフ倶楽部でゴルフの大会があったり、南部地区で大きな大会があったりするときも、この交差点は常に混んでいます。今後の大きな悩みの種だと言われています。処理概要の中で、南部東道路の進捗、あるいは交通状況を踏まえて検討したいとありますが、実際に南部東道路側の町の形成と県道84号線側の町の流れは、別の部分が大きいものですから、必ずしも南部東道路が影響するものではないのです。少なくとも、与那原町、八重瀬町、糸満市方向に非常に重要な交差点となりますので、南部東道路とは関係ないのです。右折帯の交差点改良が必要だという非常に強い声が出ていますが、どうですか。

○玉城佳卓道路街路課長 委員のおっしゃるとおり、非常に混雑、渋滞していることは認識しております。しかし、主要渋滞交差点という位置づけをする全県的な会議では、この交差点はその位置づけがされてなく、主要渋滞交差点の事業も予算が厳しいところもありますので、まずは、この交差点の現状の道路の範囲内で区画線を引き直したり、縁石ブロックを変えて右折2車線化をしたりすることなどから始めている状況です。右折帯を設ける場合、どうしても用地買収等が必要になりますので、予算の確保が厳しいということがございます。そして、南部東道路の整備によって、多少、この交差点へ流入してくる車両が減るということもございまして、まずは南部東道路をつくってから状況を見たいと。あと1点は、東浜マリンタウンから糸満与那原線─東浜に直結する県道の整備を検討しておりまして、それをこちらまで延ばして、うまく交差点を改良できないかということも含めて検討しているところでございます。すぐにこちらまで行けるという確証は得られていないのですが、何とかそれも含めて、

交差点を抜本的に改良していけたらと考えております。

- **○座波一委員** 主要交差点事業に入っていないということですが、箇所や見直 しの期間などはどのような形で決まっていくのですか。
- ○玉城佳卓道路街路課長 沖縄地方渋滞対策推進協議会がございまして、国、 県、西日本高速道路株式会社—NEXCO西日本、市町村代表で那覇市が入っ ていますが、その中で主要渋滞交差点の定義がございまして、交差点の損失や ピーク時の交差点損失時間、ピーク時速度—速度の場合は時速20キロメートル 以下です。また、パブリックコメントで指摘が多い、渋滞を数値化したものの 結果で100位以内に入っているなど、もろもろの位置づけで順位等を決め、優 先する交差点を決めており、全部で191カ所ございます。今はそれに入ってい ないということでございます。
- **○座波一委員** 最新がいつかわかりませんが、これまでに見直しや追加もあったのですか。
- **○玉城佳卓道路街路課長** 当初は平成24年度に抽出しておりまして、最近では 平成27年度に再度、調査を行っているということでございます。
- **○座波一委員** しかし、191カ所にも入らないのは少しおかしいと思っています。選び方や渋滞交差点の位置づけの仕方も大いに疑問です。これは今後もさせてもらいますが、声が小さいという意味で扱っていないのかと感じますので、もっと声を大にしないといけないということだと思っています。
- ○宮城理土木建築部長 渋滞交差点の定義について、少し説明させていただきます。先ほど道路街路課長からありましたように、沖縄地方渋滞対策推進協議会において渋滞箇所を抽出する中で、交差点の損失やピーク時の交差点損失時間などを説明しましたが、具体的に交差点の損失時間というのは、年当たり80万人時間という一定の目安を持っています。ピーク時の交差点損失についても、時間当たり182.6人/時間以上、また、ピーク時の速度についても時間当たり時速20キロメートル以下かつ昼夜12時間損失時間がワースト100位以内ということです。仲間交差点の平成27年の調査状況につきましては、交差点の損失時間が年当たり15万人時間、ピーク時の交差点損失が時間当たり52.9人/時間、さらにピーク時の速度が時間当たり時速6.5キロメートル、損失時間ランキン

グとしても153位という状況でございます。この191カ所というのは、先ほど申 し上げましたような基準に該当しているということであり、今の段階で仲間交 差点については、ここまでのひどい渋滞状況ではないと認識しております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。 崎山嗣幸委員。

〇崎山嗣幸委員 陳情第109号の2地すべり防止区域への有料老人ホーム建設の中止を求める陳情ですが、この場所は、地すべり危険箇所であり、近辺道路の亀裂や陥没、擁壁の陥没、ひび割れ、膨張が起こっているとして、開発許可を行うなという自治体からの陳情です。県は現状を調べたと思いますが、説明してもらえますか。

○永山正海岸防災課長 海岸防災課でも現場を見に行って、変状状況を確認しております。現場は、斜面の一番上の法肩で道路の斜面側に亀裂が発現しております。斜面の下のほうには擁壁があるのですが、その擁壁に亀裂があります。また、擁壁の下の排水溝が盛り上がった状態で、変状が見られます。

〇崎山嗣幸委員 処理概要を見ると、地すべり防止区域における行為の制限については、平成27年7月に許可済みであると。現在、工事内容の変更申請に係る技術的な審査を行っているということですが、今、指摘された危険性があるということで、地すべり防止区域の許可は、関係法令に規定する基準に適合している場合には許可しなければならないという中で、変更申請が出されているということですか。地すべり防止区域における行為の制限については許可をもらって、これでは不十分だからといって中の対策の変更申請をしようという処理概要なのですか。

〇永山正海岸防災課長 建設が予定されている老人ホームの造成面積の約3分の1の部分が地すべり防止区域になっています。そういうことで、平成27年当時、地すべり防止区域における行為の制限については許可を出したところですが、現在、開発行為の申請が出ておりまして、この開発行為の中でも、地すべり危険箇所についての基準を満たしているかどうかの再審査をしているところです。平成27年当時とは違った地すべり対策工の申請があったものですから、その部分についての再審査をしています。具体的に言えば、抑止杭とか、抑止杭がない部分についての土壌改良とか、いろいろな申請が出されているのです

が、その辺の妥当性について審査をしている途中です。

- ○崎山嗣幸委員 開発許可の申請は先ほど聞いたとおりなのですが、地すべり 防止区域については、当初は許可を与えたのですが、その後の変更申請するか どうかについて審査をしているという意味ですか。あるいは、変更がなされる 可能性があるということですか。
- **〇永山正海岸防災課長** 今回の開発許可申請の中で、平成27年当時とは違った申請内容になっているものですから、再審査をしているということです。
- ○崎山嗣幸委員 受けとめ方としては、地すべり防止区域における行為の制限 については許可済みで、要するに、開発許可を出す前に、この地域は地すべり 防止区域ということで対策をするという基準があるので、これを通過しないと 開発許可は与えないということなのですか。
- **○宮平尚建築指導課長** 開発許可申請は建築指導課が所管しておりまして、開発許可申請と地すべり防止区域の許可申請は別の法律の申請でございます。ただ、地すべり防止区域の許可を得ないとそもそも着工ができませんので、お互いに協力して並行して審査を進めているという状況でございます。
- ○崎山嗣幸委員 今、地すべり防止区域のことを聞いているのです。地すべり 防止区域についての許可を与えたが、現状が違っているので、また変更があり 得るのかということを聞いているのです。
- **○永山正海岸防災課長** 平成27年当時、地すべり防止区域における許可の申請が出たときに許可を出して、その後、ことしになって申請内容が変わったということで、地すべり防止対策についての変更申請があり、その内容について、今、審査をしているということです。
- **○崎山嗣幸委員** この変更申請が許可されないと、開発許可はできないと受け とめていいですか。
- **○宮平尚建築指導課長** 基本的には地すべり防止区域の許可がないと開発許可 もおりないと考えてよろしいかと思います。

- ○崎山嗣幸委員 実際は専門家が審査すると思いますが、県としては、現状についてどのように判断していますか。周辺の陥没やひび割れ、擁壁がめくれていることについては、許可を出したから、ここが一気に崩れたりする危険性はないという判断なのですか。
- **○永山正海岸防災課長** 地すべり防止法の中で審査基準が明確に設けられていて、今回の現状について、盛り土の場合や切り土をする場合、排水施設の配置など、いろいろな項目の審査基準が設けられております。
- ○崎山嗣幸委員 ここだけではなく、そのほかにも結構、地すべり防止区域があるのですが、基準を満たして許可したところで、その後、決壊をしたり、危険な行為が起こっている例は県内にありますか。
- ○永山正海岸防災課長 一度許可を出して、その後、変状が出た例はあるかということですが、地すべり防止法の中に行為の許可をしてはいけない場合がありまして、申請の行為が地すべりの防止を著しく阻害する、または地すべりを著しく助長したりするようなことが認めれるときは許可をしてはならないということになっております。ただ、事例としては思い当たるところはありません。
- ○崎山嗣幸委員 私も事例を持っているわけではないのですが、この間、新聞報道等を見ると那覇市真地の団地の後ろもそうだったと思うのですが、一旦、地すべり防止区域の中で許可をもらっておきながら、大きな決壊をすることがあったのではないかと思うのです。今、資料を持ち合わせていなければ改めて調べてもらって、一旦、地すべり防止区域において許可を出しているが、その後、事故があったことがあるのかどうかについては、後ほど資料を提供してもらいたいと思います。いずれにしても、地すべり防止区域の許可と開発許可が法律的に状況が適合していれば許可しなければならないという答弁なのでが、一旦許可をしていて事故が起こっているケースもありますし、住んでいる皆さんはいつも不安がって署名運動もしているので、指摘されているところの道路の陥没や擁壁の膨らみを直したりといったことをする中で安全性を担保し、許可を与えていいのかどうかを含めて一住民の命もかかわっているわけですから、県としては慎重に対応したほうがいいと思います。今は審査中ということですから、ぜひ県も現況を十分把握しながら、住民の意見を聞いて万全の対策をとるよう要望して終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 関連して、陳情第109号の2地すべり防止区域への有料老人ホーム建設の中止を求める陳情ですが、陳情者の意図と処理概要が全くかみ合わない。この処理概要では、陳情者はまず納得しないと思うのです。したがって、崎山委員も指摘をしておりましたように、皆さんは開発行為を許可した段階で、自治会が求めていることや、補償も含めた全てに責任を持たなくてはならないというぐらいの覚悟でないといけないと思うのですが、いかがですか。つまり、開発許可は地元住民が心配しているような地すべりや崩落などが絶対にあり得ないというぐらいの確信の持てる工法や条件がなければ、私は開発してはいけないと思うのですが、それだけの覚悟はありますか。ここはありきたりの審査では危ないです。私は現場は見ていませんが、話だけは聞いています。

○永山正海岸防災課長 開発許可に付随して、地すべり対策のチェックも行っているのですが、この地すべり対策の中で事業者が行う地すべり対策が妥当なものなのかどうかということを今、審査しています。それを適正に処理していない限りは許可できないということになります。

○糸洲朝則委員 処理概要では、都市計画法に基づく開発許可及び地すべり防止区域の許可は、関係法令に規定する基準に適合している場合は許可をしなければならないと。要するに、肯定的な答弁になっているので、これが心配なのです。一旦、許可した以上は責任は全て県に来ますので、法廷闘争に発展した場合、補償も含めて負けます。ですから、それぐらいの覚悟はありますかと。このレベルの処理概要では、業者ももっと真剣な対策は出てこないと思います。皆さんが技術屋同士でやっているとはいえ、今回の場合は地すべり防止区域であるということ等も含めると、技術以上の何かが起こり得る可能性があるから心配しているのです。大体、災害というのはそういうところで起きています。ましてや老人ホームでしょう。ですから、軽々に許可を出せるものではないという認識がないとだめです。ただマニュアルに従ってチェックして、問題ないというものではないはずです。

○宮平尚建築指導課長 委員のおっしゃることはもっともだと思います。そういうこともございまして、今、慎重に審査を進めているところでございます。 ただ、法令上は開発許可も地すべり防止区域の許可も、それぞれの技術基準に 適合した場合は許可をしなければならないという規定でございますので、これ に適合していると認められた場合には許可せざるを得ないというのが実情でご ざいます。

- ○糸洲朝則委員 ですから、お役所仕事と言うのです。普通のものならそれでいいのです。しかし、地すべりも起きているし、今までの条件等を見ても、ここは普通の場所ではないのは文面からも察しがつくわけで、このような処理の仕方では危ないという思いで、老婆心ながら指摘をしておきます。
- **○永山正海岸防災課長** 現在、地すべり対策にしても、開発許可にしても、既定の基準の中で審査はしていますが、基準がオーケーだからといって、その後、災害が絶対に起きないという確証は当然ないと思っています。 ただ、許可をする際には、この辺の懸念も含めて許可条件を付して、事業者には許可を出したいと思っています。
- ○糸洲朝則委員 皆さんが開発許可を与える場合においても、リスクは避けるような方策をとるということですか。私は、許可をした途端に全責任を皆さんが負うことになると。今の答弁は、業者あるいはコンサルタント、施工業者にそれ相当のリスクを負わせるということですか。
- ○永山正海岸防災課長 事業者だけの責任にするということではなく、事業者にもそういった要件があると認識してもらいまして、先ほど老人ホームの造成面積の3分の1の部分は危険区域に入っているという説明をしたのですが、残る3分の2についても、我々は管理者として何らかの対策ができないかどうか、これから検討するつもりです。この場所については、南風原町から地すべり対策についての要請が出てくるということも聞いていますので、南風原町ともタイアップして、我々でできることはやりたいと思っています。
- ○糸洲朝則委員 いずれにしても、これは物すごい人命にかかわるような案件でもありますし、場所が陳情者の説明のとおりであるとすれば、軽々に結果が出せる場所ではないと思っています。どうぞ厳重に審査をしてください。
- 〇宮平尚建築指導課長 慎重に審査をしていきたいと考えております。
- **〇新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。 説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。 休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、環境部関係の陳情第45号の4外17件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明 願います。

大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 それでは、環境部所管の陳情につきまして、お手元の資料、土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境部所管の陳情は、継続13件、新規5件、計18件となっております。

初めに、継続13件につきまして、処理方針に変更があった箇所を御説明いたします。

資料の3ページをごらんください。

陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」 に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の18の3段落目につきまして、「また、これまで調査した離島地域の状況を踏まえ、離島廃棄物適正処理促進事業を実施しているところであり、産業廃棄物も含めた処理困難物について、処理の効率化、合理化、費用の低減化方策について検討し、必要な対策を実施してまいります。」

記の30の3段落目につきまして、「また、これまで調査した離島地域の状況を踏まえ、離島廃棄物適正処理促進事業を実施しているところであり、処理の効率化、合理化、費用の低減化方策について検討し、必要な対策を実施するとともに、沖縄県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等促進事業費補助金を活用した施設整備についても周知を行ってまいります。」に修正しております。

続きまして、資料13ページをごらんください。

陳情第20号の3石垣市振興に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

3段落目後半部分につきまして、「同年8月の知事と沖縄担当大臣との面談の際、沖縄県に国立自然史博物館を設立することについて、直接要望したところであります。」に修正しております。

続きまして、資料17ページをごらんください。

陳情第56号(仮称)沖縄伊武部ビーチホテル計画に関する陳情につきまして、 変更部分を御説明いたします。

記の3の1段落目後半部分につきまして、「7月13日、8月10日、9月27日には、希望ヶ丘自治会長及び役員らと協議をしております。」に修正しております。

次に、新規の陳情5件につきまして、処理方針を御説明いたします。 資料24ページをごらんください。

陳情第94号の4南部離島町村における平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

記の1につきまして、陳情平成28年第45号の4の記の18に同じであります。 記の2につきまして、陳情平成28年第45号の4の記の2に同じであります。 続きまして、資料25ページをごらんください。

陳情第98号沖縄市北部産廃処分場に関する陳情につきまして、処理方針を御 説明いたします。

県は、株式会社倉敷環境の産業廃棄物最終処分場のごみ山等を改善するため、 平成24年11月に倉敷環境、地元3自治会、営農団体、沖縄市及び県の7者でご み山の改善に係る基本合意書を締結し、進捗管理をしているところです。具体 的には、同社の新たな溶融炉が本格稼働した平成27年2月を起点とし、8年以 内にごみ山を改善することとし、毎年、廃棄物処理法に基づく改善命令を発出 することにより、同社に対して処理義務を課しております。

平成28年2月22日には、平成29年1月末を期限に4万5000立方メートルを適正処理するよう改善命令を行っておりますが、処理がおくれているとの報告を受けております。また、平成28年4月に同社が積みかえ保管場所に不適正に廃棄物を保管していることを確認したことから、同年6月7日に当該廃棄物の全量撤去を命じましたが、本件も処理がおくれているとの報告を受けております。

これらの廃棄物の処理について、今後も指導等を強化するとともに法令に基づき行政処分を行うなど、厳正に対処してまいります。

続きまして、資料26ページをごらんください。

陳情第102号泡瀬干潟をラムサール条約湿地に登録させるための具体的な作

業の促進に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

ラムサール条約への登録は、鳥獣保護区の指定など、法律により、将来にわたって自然環境の保全が図られること、湿地の重要性の国際基準を満たすこと、地元住民などから登録への賛意が得られることという3つの条件が必要です。そのため、県では、平成29年3月に策定した沖縄県第12次鳥獣保護管理事業計画において、平成29年度中に泡瀬干潟を鳥獣保護区及び特別保護地区に指定することを位置づけ、7月以降、地元自治体や県の関係部署に対し、具体的な区域案を示しながら説明等を行っております。

県としましては、できるだけ早期に、泡瀬干潟を鳥獣保護区及び特別保護区として指定できるよう、引き続き、関係機関と調整を図ってまいります。

続きまして、資料28ページをごらんください。

陳情第108号外来生物に関する国際シンポジウム開催に関する陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

本県は、亜熱帯海洋性気候に属し、海によって隔絶されていることで、他県 とは異なった独特な生態系が形成されており、また、大小の島々からなる自然 環境は、環境負荷の増大に対して脆弱であるという特性も持っております。

このようなことから、県では、外来種による生態系の攪乱を防止し、本県の豊かな生物多様性を保全するため、平成27年度から外来種対策事業を実施しており、平成31年度までに、優先して対策を検討すべき外来種のリスト、外来種対策を実施する上での基本指針、市町村等の関係機関と連携、協力して取り組むための行動計画などを策定することとしております。

県としましては、当該行動計画において、普及啓発、情報の収集及び発信、 並びに人材育成等のあり方なども位置づけることとしており、その検討過程に おいて、専門家の意見等も踏まえ、国際シンポジウムの開催についても検討し てまいります。

続きまして、資料30ページをごらんください。

陳情第113号宮古島及び石垣島における陸上自衛隊のミサイル新基地建設について、防衛省に対して沖縄県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの 実施を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

宮古島及び石垣島に計画のある陸上自衛隊の駐屯地整備については、沖縄県環境影響評価条例の対象事業ではありません。

現在の対象事業に新たな事業の種類を追加することについては、他の事業への影響もあることから、関係機関等から意見を聴取するとともに、法制に関し必要となる、平等性、比例原則の面からも検討してまいります。

また、検討に当たっては、環境影響評価条例を制定している各都道府県及び

政令指定都市の対象とされている事業の種類等を参考にしてまいります。

なお、沖縄防衛局からの平成29年7月31日付文書では、「自衛隊の施設整備に当たっては、環境の保全の観点から環境調査を行い、その調査結果に基づき、 希少種の移植など必要となる場合は対策を実施するなど、石垣市及び宮古島市 とよく相談し、動植物などの自然環境に十分配慮する」旨、記載されております。

県では、今後、地元市から環境影響評価に関する相談等があった場合には、 技術的な助言等を行ってまいりたいと考えております。

以上、環境部所管の陳情について、処理方針を御説明いたしました。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

〇新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔 にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

- ○嘉陽宗儀委員 私はこの委員会で、陳情平成28年第107号産業廃棄物最終処分場に関する陳情、陳情平成28年第115号産業廃棄物最終処分場に関する陳情のごみ山の処理について、一貫して取り上げてきているのですが、改善されていますか。
- **〇松田了環境整備課長** 現在、改善作業は行っておりますが、当初の予定よりは進捗していない状況でございます。
- ○嘉陽宗儀委員 当初の予定より、どれぐらいおくれているのですか。
- **〇松田了環境整備課長** ごみ山の撤去については、進捗率が当初の予定の42% となっております。
- **○嘉陽宗儀委員** 皆さん方は急いで片づけさせますと言いますが、陳情者から もらった写真を見る限り、余り何もされていないですね。現場は確認していま

すか。

- **〇松田了環境整備課長** 基本的には、保健所で最低週1回程度は行って確認するようにということで、現場の確認作業は行っております。
- ○嘉陽宗儀委員 私の質疑は、皆さん方は現場を確認しているかということです。
- **〇松田了環境整備課長** 基本的には保健所は日常の監視を行っておりまして、本庁については、所用等で現場の近くを通りかかった際になるべく寄るようにしております。
- **○嘉陽宗儀委員** 皆さん方としては、直接は現場を確認していないということですか。
- **〇松田了環境整備課長** 現場の状況を定期的に確認しているわけではございませんが、状況については把握するように努めておりまして、本庁からも担当の主幹あるいは担当者を派遣して確認しております。
- **○嘉陽宗儀委員** 現地では地下水も汚染されていて、これ以上、猶予はないということで、地域住民も立ち上がっているのですが、警告をしたり、いろいろしても効き目がない。県の環境行政は業者になめられているのではないかという声が寄せられているのですが、どう思いますか。
- **〇松田了環境整備課長** 現在、法令に基づいて改善命令、あるいは日常の監視を行っているところでございます。
- **○嘉陽宗儀委員** 同じことを言わせないでください。問題は、皆さん方が行政 指導をしても、したたかにずっと無視しているという事実があるわけでしょう。 なぜ今のような事態が続くのですか。皆さん方は改善命令や指導をしていると 言いながら、ナシのつぶてで効き目がありません。どうしてですか。
- **〇松田了環境整備課長** 事業者が予定しておりました新型の溶融炉は、運転が開始されて2年近くたっておりますが、炉の状況がよくないと。当初、予定していたような稼働状況ではなく、ふぐあいで何度かとまるといったようなこと

で、想定していた作業が進まない状況が現時点まで続いております。

- **○嘉陽宗儀委員** 分別して出てきた土をここに埋めていますよね。しかし、皆 さん方がここを使うなと指導したのですか。
- ○大浜浩志環境部長 この処分場は2つあって、管理型処分場と安定型処分場になっております。北側の安定型処分場は沖縄市の土地なので、早く返還をするという形で、沖縄市の安定型処分場から改善を進めました。安定型処分場はほぼ終了していて、山のすぐ後ろ側の半分は処分が終わったと。自社有地にある管理型の処分場に約40万立米ほど残っておりますが、今はその改善をしているというところでございます。安定型処分場は、廃棄物処理法に基づいて、閉鎖できるようにキャッピングと盛土の作業が終わっております。今は管理型処分場の部分を、改善に向けて強い指導をしている状況でございます。
- **○嘉陽宗儀委員** 皆さん方の指導は守られないというのが我々の常識になっているのですが、これは大丈夫ですか。
- ○大浜浩志環境部長 先ほども環境整備課長からございましたが、改善で一番 重要なのは200トンの溶融炉がいかに稼働しているかということでございます。 これが昨年、故障したということで、今年度の4万5000立米の処分がなかなか うまくいかなかったということがございます。これが改善しておりますので、 逐次、処分を開始していくということで、そこは保健所も含めて監視に努めて 処分の履行を確認していきたいと思っております。
- **○嘉陽宗儀委員** 同じことを繰り返しても仕方ないので、できるだけ早目にご み山をなくすように頑張ってください。ところで、ごみ山から地下浸透して地 下水が汚染されているということで、私はずっと指摘してきましたが、今でも 地下水は汚染されたままでしょう。
- **〇松田了環境整備課長** 県で周辺の地下水11カ所を経年的に調査しております。その中で数地点につきましては、環境基準を超える水質の地下水が確認されておりまして、その原因が処分場にあると推定しております。ただ、経年的に見まして、水質がどんどん悪化しているという状況までには至っていないと考えております。

- **〇嘉陽宗儀委員** 汚染されて、それが深刻になっています。環境を守るという立場から見て、皆さん方はこれ以上の対策はとりようがないということですか。
- **〇松田了環境整備課長** 地下水の汚染を防止するために、安定型処分場と管理型処分場の表面に不透水性のシートを張りまして、地下浸透しないようにするといったような対策をとっておりますし、4つの井戸から水をくみ上げて地下水がなるべく拡散しないようにするといったような対策もとっております。それを踏まえて、さらに周辺の地下水を経年的にチェックするという対策をとっております。
- **○嘉陽宗儀委員** 産業廃棄物最終処分場に関する陳情の中で、4つの項目で要求が出されていますよね。この対策はどうしていますか。
- **〇松田了環境整備課長** この4つにつきましては、例えば、1番目の全面撤去 あるいは封じ込め対策を行うところまでの対策は現時点ではとられておりませ ん。これにつきましては、専門家の意見も聞いて最終的な対策を検討するとい うことで、専門家の協議会を設置して、今月から検討を開始したいと考えてお ります。
- ○嘉陽宗儀委員 皆さん方の部局内に専門家はいますか。
- **〇松田了環境整備課長** 廃棄物に関する学識経験者ということで、大学で専門の研究をなさっている教授等に検討会の委員になっていただくということで了承を得ております。県には、大学で化学あるいは医学部関係の学科を専攻した職員もおります。
- **○嘉陽宗儀委員** 皆さん方がいう専門家任せにしないで、みずから学んで、現場に対して具体的な対処ができるように環境行政として力をつけてもらえませんか。
- ○大浜浩志環境部長 県はどこもそうだと思いますが、ローテーションで異動もありますので、外部の専門家に委託をして政策に展開していく形でございますが、廃棄物に特化しても廃棄物処理の専門家に委託をして、そこで諮って意見を聞いているところでございます。職員の中には、化学系の職員は衛生環境研究所にもおりますし、我々のところにも理工系の専門家もいまして、ある程

度の知識はあるということではございます。ただ、廃棄物に特化してという話であれば、環境省が行っている研修にもよく行っておりますし、それも踏まえて、監視の目ができるような形で今後もやっていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 私がこの問題を取り上げて質疑するようになってから何年にもなります。しかも、同じような答弁を繰り返します。ですから、一歩突っ込んで解明し、分析する。皆さんに職員がいれば、同じことを繰り返すのは恥ずかしいのではないですか。聞くほうが恥ずかしくなるぐらいです。少なくとも、皆さん方なりに自助努力はしてください。

○大浜浩志環境部長 委員の御指摘のとおりだと考えておりますので、十分対応できるような体制をつくっていきたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 ぜひ今の決意で、毎年同じようなことだけ質疑させないようにしてください。その間に環境がどんどん悪化して、比謝川、天願川、両方にまで汚染が広がっているわけですから、行政があれこれ言ってもなぜ聞かないのかと。聞かないならば、どうするかということまで踏み込んで対処しないと、この問題は解決しません。ごみ山、ごみ山と言って、恥ずかしいぐらいです。今度はそう言わないように、めどをつけて、決意表明をしたらどうですか。

○大浜浩志環境部長 前回も決意表明はしたつもりで、なかなか進まないところもありますが、我々としては監視の体制も強化しつつあります。警察からの出向もありますし、○Bも嘱託員として呼んでおります。そういった形で体制をつくりながらやっておりますが、十分でないところもあると思いますので、今後も関係部局ともよく相談をして、体制を整えていきたいと思っております。ただ、8年以内でごみ山を改善するという約束ができておりますので、それを履行させることにつきましては、地元を含めた7者で基本合意を結んでおります。これに基づいて進行管理をしながら地元にも十分説明をしておりますので、今後も地元との関係を構築して監視に努め、7年以内でのごみ山の改善を遂行していきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 この写真の現場は確認していますか。

○大浜浩志環境部長 現場は確認しております。これは、ごみ山の後ろの農地からの写真だと理解しております。

- ○嘉陽宗儀委員 これ以後、片づけは進んでいませんよね。
- **〇大浜浩志環境部長** これがいつ撮られた写真かわかりませんが、ごみ山の反対側は、今、改善を進めているという状況は聞いております。
- **○嘉陽宗儀委員** 先ほど現地の皆さんがこの写真を持ってきて、県は全力を尽くして業者を行政指導して片づけさせるから大丈夫だと言っているが、何も変わらないというのです。業者がやりますと言ったらそのままうのみにして、それ以上、手を打たないということではまずいので、しっかり現場も確認して、なぜこうなのかと。いつまでも片づけないのかということをきちんとしてもらえませんか。
- 〇棚原憲実環境企画統括監 ごみ山の量が多いものですから、早急に全部を改善するのは難しいのですが、先ほどから説明しておりますように8年間で改善するという計画に基づきまして、毎年、これだけの量を片づけなさいと改善命令を出しております。昨年度は4万5000立米を片づけなさいという改善命令を出して、焼却炉の不調などで多少おくれておりますが、4万5000立米の42%は改善されております。そういう形で、毎年、進捗管理をしながら進めていきますが、ごみ山が目に見えてなくなるというのは、しばらく時間を要するということで御理解いただきたいと思います。
- **○嘉陽宗儀委員** 理解できないので、質疑はこれぐらいにしますが、県民が見ています。観光客も不思議に思って、ここの行政は何をしているのだと言われている状況なので、こちらも心が痛いのです。そう言われないようにきちんと指導をして、改善をさせてください。

次に、陳情第102号泡瀬干潟をラムサール条約湿地に登録させるための具体 的な作業の促進に関する陳情について、現状を説明してもらえますか。

〇金城賢自然保護課長 県では、泡瀬干潟につきまして、平成29年3月に沖縄県第12次鳥獣保護管理事業計画において泡瀬干潟を県の鳥獣保護区に位置づけております。この計画では、平成29年度中に位置づけるということなので、その後、具体的な区域の指定等に向けて、沖縄市や北中城村といった地元の関係自治体、それから、県の関係部署等と協議をしているところでございます。

- **○嘉陽宗儀委員** 陳情の中に、保護区と特別保護区の具体的な線引き云々ということがありますが、これはどうなっていますか。
- ○金城賢自然保護課長 具体的な線引きにつきましては、先ほど申しましたように、3月に計画をつくりまして、専門家や環境保護団体の意見等もありました。そういったさまざまな意見等を踏まえながら、また、泡瀬の砂州の部分を渡り鳥等が使っているといったことも踏まえて、調査をしながら線引きをしております。その結果、鳥獣保護区が約650ヘクタール、特別保護区が約280ヘクタールということで、おおむねの面積を確定して関係機関と協議をしているということでございます。
- ○嘉陽宗儀委員 その関係機関の中に沖縄市も入っていますか。
- ○金城賢自然保護課長 沖縄市も入っております。
- ○嘉陽宗儀委員 沖縄市の態度はどうですか。
- ○金城賢自然保護課長 沖縄市からも意見等がございまして、特別保護区の範囲については今後の市の観光振興に支障のないような範囲で設定してほしいという意見が協議の中では出ております。
- ○嘉陽宗儀委員 その協議の中での調整は進んでいますか。
- **〇金城賢自然保護課長** 市とは、この線引きを踏まえて7月以降調整をしておりまして、そういった意見を踏まえて協議が調うように、これからも鋭意継続して協議をしていく予定となっております。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。 座波一委員。
- 〇座波一委員 まず、陳情平成28年第45号の4平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、それと関連して陳情第94号の4南部離島町村における平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、漂着ごみ関係の陳情です。処理方針では、処理の効率化、合理化、費用の低減化について検討し、必要な対策を実施するとなっております。これは、こ

れまでの処理方針から変わってくると考えていいですか。

○松田了環境整備課長 離島地域における廃棄物の処理につきましては、地理的に離れていて沖縄本島まで運ぶ、あるいは施設の規模が小さいということで処理困難物があるということで、従来から課題がございます。これにつきまして、平成25年度、平成26年度、平成27年度の3年間で離島市町村間で連携して広域に処理をするということについて検討を行いまして、例えば、北部地区では離島市町村が合同でやったほうがいいとか、沖縄本島の市町村で一緒に処理したほうがいいということで、その結果は各離島市町村等に提言としてお話をして、助言をしております。今回はこれも踏まえまして、一般廃棄物以外の産業廃棄物も含めて、離島ごとに処理を合理的に行うにはどうしたらいいかということで、事業を今年度から開始している状況でございます。

〇座波一委員 漂着ごみというのは、そもそも何ごみとして処理しているのですか。

〇松田了環境整備課長 海岸の漂着ごみにつきましては、基本的に民間の方がボランティアで集めた場合は一般廃棄物として処理されております。一方、県等の海岸管理者が管理行為として行う場合については産業廃棄物として処理するということで、環境省からその取り扱いについて通知が出ております。

○座波一委員 離島という小さいスケールの中で、効率的な処理ができていない、イコール継続的に安定した処理ができていないことがなかなか解決されていないということですが、前にこの委員会でもありましたが、離島域内で処理するという考え方も提案されましたよね。いわゆる小型焼却炉で焼却するという方法ですが、今の法律あるいは条例の許される範囲内で可能だと見ていますか。

○松田了環境整備課長 市町村が一般廃棄物を処理する場合には、一般廃棄物処理計画をつくります。それに基づいて処理を行っておりまして、小型の焼却炉で処理をして出た灰は最終処分場で最終処分をするという手法は、今、実際に竹富町で行われておりまして、竹富町の各島で小型の焼却炉で焼却した灰を西表島の最終処分場に運ぶということで、きちんと法律に基づいて計画をつくり、それに基づいて実施している事例もございます。

○座波一委員 この竹富町方式というのは、今後、沖縄県として奨励する方向で考えていますか。ほかにも同じような悩みを抱えている小さい離島市町村がたくさんあります。

○松田了環境整備課長 その地域にあった処理の仕方があると思いますので、 竹富町のような非常に離島が多い市町村ですと、1カ所にごみを集めて燃やす よりも、各離島で燃やしたほうが効率的かと思いますので、そのような方法が 適しているのではないかと考えております。これにつきましては、各離島市町 村の考えも踏まえて、適切な助言を行っていきたいと考えております。

○座波一委員 ごみを離島から運んできて処理をするという作業自体が、余り生産的ではないと思います。今の技術では、規制をクリアする方法があれば地域内での処理を推進してもいいのではないかと思いますが、どうですか。今後、推進するという方向で考えているようにこの処理方針では見てとれるのですが。

〇松田了環境整備課長 特に海岸漂着ごみにつきましては、廃プラスチック、 ブイやペットボトルといったものが多いということで、例えば、伊平屋村では 小型の焼却炉を導入しまして、回収した海岸漂着物を焼却するという作業も行 われております。回収の量、あるいは地理的な条件も含めて、そのような離島 に小型の焼却炉を設置して焼却することが、コスト的にも地元にとっても非常 に合理的であるという場合は、そういった方法を進めていきたいと考えており ます。

○座波一委員 離島のきれいな海や砂浜を守るためにも、目に見えてごみが処理されていくともっときれいにしようという気になりますので、今のように放置されているから手がつけられないというのは悪循環なのです。ですから、目の前で目に見えるようにごみが処理されていくという方式をとると、どんどんきれいになると思います。ぜひ許された規制の中で、その方向に行くべきではないかと思っています。よろしくお願いします。

あと、陳情第80号沖縄県における外来種侵入予防対策の強化に関する陳情、 関連して陳情108号外来生物に関する国際シンポジウム開催に関する陳情です。 今、外来種対策となると、基地関連で規制が入って、どちらかというとその方 向からの条例と受けとられますが、現実はそれだけではなく、例えば、ギンネ ムの存在についてはどのように見ていますか。 ○金城賢自然保護課長 県では、外来種対策に総合的に取り組むということで、 平成27年度から取り組んでおります。現在、平成31年度までに行動計画をつく るということで、今年度中に沖縄県に入っている外来種のリストと、外来種対 策に取り組む指針をつくろうと。その中で、沖縄県に入っている外来種一外来 種にも影響が大きいものや、外来種だからといって全て影響があるわけでもな いので、そのリストをつくっています。ギンネムについては既に入っておりま して、リストの中で、既に入っている種とこれから入ってくる予防しなくては いけない種、あとは産業管理外来種というものに分けております。ギンネムに ついては、既に入っている種の中に位置づけているということでございます。

○座波一委員 既に入っている外来種で、県として有害外来種と指定している わけですよね。

○金城賢自然保護課長 外来種にもさまざまあります。ギンネムにつきましては、国がつくっております外来種のリストの中でも、重点対策外来種という位置づけになっております。そういったことを踏まえて、県は既に入っている外来種についても、特性を踏まえて重点的に対策をするものなのか、それ以外のものかということで、リストを作成しております。さまざまな外来種がありますが、ギンネムについては今のところ、重点的な種の次の種として位置づけようとしているところでございます。

〇座波一委員 重点的に対策する外来種には入っていないということですか。

○金城賢自然保護課長 現在、リストの中では重点的に対策をするものが44種ほどあり、ほ乳類や鳥類などの種類があるのですが、現在の案では植物は2種で、アメリカハマグルマとツルヒヨドリとなっております。これは2つとも外来生物法の特定外来生物に入っておりますが、ギンネムは特定外来生物に入っていません。特性や影響の度合いなどがあって、ギンネムについては重点的に対策をするものには入っていません。ただ、入っていないからといって対策しないわけではなく、今のところ、専門家の検討等を踏まえてそのような形になっております。

○座波一委員 IUCNでは、これを危険な外来種に指定しています。国でも特定外来種に入っていたのではないかと思うのですが……。とにかく沖縄県が

植物で特定外来種に指定しようとするものを挙げていましたが、それよりはるかにギンネムの被害は進行しています。現状を全くわかっていないと思います。南部地区一円、あるいは中部地区の一部にまで、ここ数年のギンネムの繁茂はすごいものがあります。これを実感できていないのですか。

○金城賢自然保護課長 ギンネムの位置づけとして、委員のおっしゃったように世界の侵略的外来種のワースト100には入っておりますが、国のリストにおいては特定外来生物には入っておりません。外来種にはさまざまな種類がありますが、国でも既に入っている外来種については総合対策外来種と位置づけており、その中で緊急的に対策をする外来種と重点的に対策をする外来種があります。緊急的に対策をする外来種のほうが、より対策をしなければいけない種なのですが、ギンネムは国のリストにおいても重点的対策外来種になっております。そういったことを踏まえて、対策をしないわけではなく、より重点的に対策しなければならない種がまだあるので、ギンネムはその次の位置づけという形になっております。

○座波ー委員 生物と植物を一緒にして答えているかもしれませんが、植物の中でこれが一番有害ではないかと言っているのです。植物と生物を一緒にしたら、それは後になります。そこはどうですか。

○謝名堂聡参事 若干、別の観点からお話をさせていただきますが、ギンネムにつきましては、1900年の最初のころに国頭村で肥料木として入れたのがスタートでございます。その後、石垣島にも1930年代に、まきとして入れて、その時点では管理をしていたのですが、戦争中に逸出してしまい現在に至っている状況でございます。おっしゃるとおり、外来種としての課題もありますが、我々は緑化の関係も担当しておりまして、緑化の行動計画をつくっております。平成43年までの将来を見越した形での緑化を図ろうということで具体的な計画がされておりまして、この中では質と量の両方を改善していこうと。量は15% ふやし、質は20%改善していこうということになっております。この質を改善する中に、ギンネムが入っております。面積は県内全体で約8000へクタール、そのうちの半分が宮古地域と八重山地域で、沖縄本島内では中南部地域が一番多いという状況でございます。具体的にはこれを20%改善するということで、約1600へクタールのススキ、ギンネムを改善して、中高木の緑地にしようという計画を持っております。具体的には農林水産部、土木建築部、環境部、商工労働部も含めて、それぞれの所管で取り組んでいこうということで、県全体の

計画として持っております。外来種としての取り組みもございますが、緑化と しても取り組んでいこうと考えているところでございます。

○座波一委員 緑化という点からも、沖縄の在来種を駆逐していくような性質を持っているわけです。山を注意深く見てください。そして、もっと現場を調査すべきだと思います。かなり森林がやられていて、ここ数年のスピードが非常に速いので危機感を持っています。さらに、宅地あるいは農地、道路周辺にかなり入り込んできていますので、非常に処理がしにくいのです。ほったらかしたら、もっと被害が大きくなると思います。

あと1点、陳情第102号泡瀬干潟をラムサール条約湿地に登録させるための 具体的な作業の促進に関する陳情に関連して、沖縄県第12次鳥獣保護管理事業 計画があって、ラムサール条約に関する登録も含めて保護区を指定するという 動きが何カ所かであるかと思いますが、指定を予定しているところはどこです か。

- 〇金城賢自然保護課長 県が平成29年3月に作成しました沖縄県第12次鳥獣保護管理事業計画によると、泡瀬地区以外に4カ所ございまして、豊崎・与根地区、米須地区、佐敷地区、具志頭・玻名城地区の5カ所を平成29年度中に鳥獣保護区として指定をしたいという事業計画になっております。
- **○座波一委員** 指定に当たって、開発と保全の両方にぶち当たってくると思いますが、住民からの聞き取りや地元の自治体の方針、開発計画等をあわせての判断ですか。
- ○金城賢自然保護課長 鳥獣保護区については、地域の住民からの御意見―公聴会等も開きます。それから、地元自治体や関係機関には、計画について説明をさせていただきながら、正式な意見照会ということもあります。また、鳥獣保護区を定めるに当たってパブリックコメントといった手続等もありますので、いろいろな意見を聴取し、協議をしながら、鳥獣保護区を定めていくこととなります。
- **○座波一委員** 今、ありました 5 カ所の指定予定区域は、もう決定しているのですか。
- ○金城賢自然保護課長 鳥獣保護管理計画の中で位置づけるということになっ

ておりますが、まだ指定はされておりません。管理計画に位置づけがあったからといってすぐに指定されるわけではなく、指定のためには先ほど申しましたさまざまな手続があります。そういったことを踏まえて指定されることとなります。

- ○座波-委員 指定をする前提に立ったということですよね。
- ○金城賢自然保護課長 おっしゃるとおりでございます。
- **○座波一委員** 南城市の佐敷地区の干潟は、住民の意見聴取はしたかもしれませんが、南城市との調整は済んでいますか。
- **〇金城賢自然保護課長** 今、詳細な書類を持っていませんが、6月ごろに南城市へ説明はしております。
- ○座波一委員 冒頭に申し上げた開発と保全―理解はある地域ですから、保全にも協力はすると思いますが、それで開発が全くできないということになると意見がかなり変わってきます。南城市も全域という考えではないと思います。そこはしっかりと使いわけないと、佐敷地区の湾が全面的に鳥獣保護区になってしまったら、今、計画している湾岸道路すらできないということになりますので、慎重に計画を立ててほしいのです。
- ○大浜浩志環境部長 おっしゃるとおり、いろいろな形での利害が出てきますので、鳥獣保護区の設定の中に特別保護地区をつくるかどうかということになります。特別保護地区になると、行為が一定程度制限されることになりますので、関係者や地元住民との十分な調整が必要となってきます。指定するに当たっては、具体的な案を示しつつ、そのような調整をしていくと。調整で合意に至るということが大事でございますので、一つ一つ住民とも向き合いながら調整をしていきたいと思っております。
- ○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
 糸洲朝則委員。
- ○糸洲朝則委員 陳情第20号の3石垣市振興に関する陳情、自然史博物館の関係で、処理方針の変更ということで、「同年8月の知事と沖縄担当大臣との面

談の際、沖縄県に国立自然史博物館を設立することについて、直接要望したところであります。」というように、一歩前進しているように見えますが、これについてもう少し具体的に教えていただけますか。

- ○金城賢自然保護課長 ことし8月に江崎沖縄及び北方対策担当大臣が県にお見えになったとき、知事から大臣宛てに要望書を提出しております。要望書には19項目ほどあるのですが、そのうちの一つとして沖縄に国立自然史博物館を設立してほしいということで、直接、要望書を江崎大臣にお渡ししたということでございます。
- ○糸洲朝則委員 大臣と知事との踏み込んだやりとりはなかったですか。
- ○金城賢自然保護課長 限られた時間で、また、要望項目がかなり多かったので、自然史博物館についてかなり突っ込んだ話ということではなく概要をお伝えしたということで、細かい話はなかったように記憶しております。
- ○糸洲朝則委員 概算要求で、我が党の21世紀委員会でMICEや鉄軌道など、大きな枠で予算要望しましたが、前もって自然史博物館の担当部局について問い合わせをしたところ、官邸筋は博物館だから文部科学省だということで、文部科学省に振ったようです。それで、文部科学省の担当職員2人を遠山事務所に呼んで説明を受ける段取りをつけてもらったのです。文部科学省もお金のない役所ですから、こんな大きなものをつくってどうするのかというようなことを前から聞いておりましたので、やばいなと思っていろいろお話を聞いていると、確かにマスタープランでは自然史博物館がうたわれています。たしか300項目ぐらいありますよね。その中で緊急性のあるものとか、重要なものとしての位置づけで20項目があるらしいのです。その20項目にも入っていないのです。ここに入ればという意味合いのことを聞いて、ショックを感じたのです。内閣府の沖縄担当は全てなのですが、確かに博物館といえば文部科学省だと思いますし、その辺でもう少し踏み込んだ調査、あるいはやりとりができませんか。
- ○大浜浩志環境部長 マスタープランの学術大型研究計画163の中の一つでありまして、その中から20項目ぐらいが実質的には注視されていくのですが、今回は漏れたということでございます。日本学術会議のメンバーからも一義的には文部科学省だろうということで、文部科学省にもいろいろな話を持ちかけておりますし、同時に、沖縄振興のためでもありますので、内閣府にもという形

で両方で話を進めて、いろいろな要所を使って接触しているということは事実ではありますが、まだ担当がどこか決まっていませんので、今回、内閣府沖縄担当大臣に要望したという関係もありますし、また、沖縄21世紀ビジョン基本計画にも位置づけたということもありますので、平たく言うと担当部局にとってもらうためにいろいろな動きをしないといけないということで、文部科学省と内閣府に、まずは担当者を派遣して、向こうとしての取り組みとこちらの取り組みを突き合わせて協議をしていくという段取りをしようかと思っております。

○糸洲朝則委員 ぜひお願いします。我々土木環境委員会で東京の国立科学博物館を視察した折に、学術会議の皆さんとも意見交換をいたしました。いろいろな話が出ておりましたが、学術会議というのは提案する機関であって、実施したり、実行する機関ではないので、我々は無力だというようなことも言っていたのです。ですから、内閣府の沖縄及び北方対策担当大臣や文部科学省あたりだろうと。今はまだ企画段階ですから2省かと思いますが、そこはぜひやっていただきたいというのと、一方で、学術的な観点からのスタートだし、それが主なポイントでもありますので、学術会議へのモーションも起こして、もちろんシンポジウムなどいろいろやっておりますが、そういうアクションを起こすようなことも考えてみてはどうですか。

○大浜浩志環境部長 この辺の機運を高めるための行動はやっていこうかと思いまして、11月4日には国頭村でシンポジウムが開かれます。最初は沖縄県立博物館・美術館、去年は石垣市で開催し、ことしはヤンバルということで計画をしております。今までは国立自然史博物館設立準備委員会ということで、学術会議のメンバーが任意でやっていたのですが、この間、一般社団法人国立沖縄自然史博物館設立準備委員会という団体をつくっていて、寄附などを募る可能性もありますし、そういった形で透明性を見せる必要があるということで一般社団法人化しております。こういった形で東京の日本学術会議のメンバーは動いておりますし、沖縄21世紀ビジョンであらゆる誘致に努めていくという形になっておりますので、沖縄からの誘致活動を行っていくためには、沖縄の経済界も巻き込んで機運を高めないといけないと思っております。今後、このような動きをしていこうという形で段取りをしているということで御理解をいただきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 ヤンバルの世界自然遺産登録へ向けてIUCNの調査がいよ

いよ入りますよね。国立自然史博物館を設置する上で、この辺との連動性やチャンネルはないですか。

○大浜浩志環境部長 今回、IUCNの推薦地の審査には、直接、国立自然史博物館はリンクはしないと思っております。説明の中ではこういったものも含めて啓発活動―展示もしていきますし、自然史の資料なども収集していきますので、検討しているぐらいのことはアナウンスできるかもしれませんが、まだそこまでいっていませんので、今、それを出すというのはなかなか厳しいかと思っております。

○糸洲朝則委員 世界自然遺産登録は博物館を設置する上で大変関連が深く、インパクトも強いと思います。だから沖縄なんだという一つの理由づけにはなると思うのです。どこでどう整合性がとれるかわかりませんが、自然を保護する、あるいは研究するという観点からいくと共通点があるわけですから、ぜひアクションを起こしてもらいたいと思います。

○大浜浩志環境部長 当然、国立自然史博物館をつくるに当たっては世界自然遺産に登録されるということも一つの柱になっております。世界自然遺産に登録されることを前提にして国立自然史博物館ができるとなると、PRもできるだろうし、ただ自然を見るということではなく、展示を見て自然に触れるということは教育的な面でも非常にいいと思いますので、ぜひ国立自然史博物館を実現したいと県も考えております。県民からの要望も非常に強いものですから、議会の皆さんにも御協力のほどをお願いしたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。 説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。 休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議案及び陳情の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情の採決の順序などについて協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情の採決を行います。

まず、乙第4号議案沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第6号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、 乙第7号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第8号 議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、乙第9号議案財産 の取得について、乙第10号議案財産の取得について及び乙第15号議案訴えの提 起についての6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案から乙第10号議案まで及び乙第15号議案の議決議案6件は、可決されました。

次に、甲第2号議案平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第1号) 及び甲第3号議案平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第1号)の 2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案及び甲第3号議案の予算議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

〇新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算 事項の調査について及び調査日程についてを議題といたします。

まず、本委員会へ調査依頼のあった乙第19号議案及び乙第20号議案の議決議案2件、認定第1号、認定第5号、認定第7号、認定第13号、認定第16号から認定第19号まで、認定第22号及び認定第23号の決算10件を議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算10件については、閉会中に 調査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、調査日程についてを議題といたします。 休憩いたします。

(休憩中に、調査日程案について協議)

〇新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

調査日程につきましては、お手元に配付してあります案のとおり決すること に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。 休憩いたします。

(休憩中に、決算議案の審査等について事務局より説明)

〇新垣清涼委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に当たっては、決算議案の審査等 に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別 委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますが、これに御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。 先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情33件とお手元 に配付してあります決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中 継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、10月18日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼